

行政常任委員会

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員であります。

本日、傍聴者 7 名の希望者がいますので、傍聴よろしいですか。お入りください。

それでは、本日の議題に入ります。

本日は、福祉保健課であります。

まず、議案第 8 号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第 1 4 号まで、3 議案について、関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

福祉保健課の議案につきましては、条例改正が 4 議案、令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算、第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についての 7 議案でございます。

それでは、まず、議案第 8 号、第 1 3 号、第 1 4 号の条例の一部改正につきまして、担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、議案第 8 号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書の 1 4 ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の改正につきましては、尾鷲市立とちのもり保育園の開園に伴い、保育園に係る嘱託医及び嘱託歯科医の報酬について定めるものでございます。

とちのもり保育園における園児らの保健衛生指導や歯科保健指導に携わる嘱託医及び嘱託歯科医について、市立小学校、幼稚園と同様の額である年間 2 2 万 3, 0 0 0 円及び児童 1 人当たり 3 5 0 円を加算した額と定める条例の一部改正でございます。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして、議案第 13 号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の 82 ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の一部改正につきましては、栄養士法の改正に伴うものと、国における子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う所要の改正でございます。

条例一部改正（案）、新旧対照表の 95 ページを御覧ください。通知いたします。

まず、第 6 条における改正につきましては、家庭的保育事業の運営に関する基準改正に伴うものでございます。

改正後、第 6 条に新たに第 2 項と第 3 項を加え、従来の第 2 項以降を第 4 項以降としており、従来から通知等で規定されていた家庭的保育事業者と保育園等との連携協力について改めて条文化を図るとともに、所要の変更を行うものでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業者と保育園等の連携施設との連携協力について、保育所、幼稚園、認定こども園以外の保育を提供する事業者との連携を可能とすること、また、連携施設の確保が困難と市町村長が認める場合、連携施設の確保を不要とすることを定めたものでございます。

次に、第 16 条につきましては、栄養士法改正に伴うものでございます。

管理栄養士について、従来は栄養士の資格が必要でありましたが、法改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士の資格がなくとも管理栄養士の試験を受験できることとなったことから、国において栄養士等の配置を求めている基準に別途管理栄養士を追加することとなったもので、本条例においても同様に食事に関する指導等について管理栄養士を追加するものでございます。

最後に、附則第 3 条における改正につきましては、第 6 条と同じく、家庭的保育事業者の運営に関する基準改正に伴うものでございます。条例施行日において連携施設が確保できなかった家庭的保育事業所に係る経過的措置を 5 年間延長するものでございますが、本市においては該当はございません。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして、議案第 14 号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の 85 ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の一部改正につきましては、議案第 13 号と同じく、国における子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正でございます。

議案第13号においては、家庭的保育事業等に関する連携協力についての改正を反映したものでございましたが、この家庭的保育事業等につきましては、本条例の一部改正における特定地域型保育事業と同じ事業内容であることから、本改正においても議案第13号と同じ内容で特定地域型保育事業に関する連携協力に関する改正を行うものでございます。

条例一部改正（案）、新旧対照表98ページを御覧ください。通知いたします。

まず、第37条においては、第42条の改正に伴う引用条項を変更するものでございます。

次に、第42条においては、新たに第2項、第3項を加え、従来の第2項以降を第4項以降としており、従来から通知等で規定されていた特定地域型保育事業と保育園等との連携協力について改めて条文化を図るとともに、所要の変更を行うものでございます。

内容につきましては、特定地域型保育事業者と連携施設の連携協力について、保育所、幼稚園、認定こども園以外の保育を提供する事業者との連携を可能とすること、また、連携施設の確保が困難と市町村長が認める場合、連携施設の確保を不要とすることを定めたものでございます。

次に、附則第3条においては、同様に経過的措置を5年間延長するものでございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長　以上が議案第8号、第13号、第14号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○仲委員長　議案第8号、議案第13号、議案第14号の説明は以上のとおりでございますが、質疑ございますか。

○濱中副委員長　各議案にありますこの連携事業者という対象が市内にあるのかどうかということ。あるとすれば、具体には、こういった事業者なのか。

○世古福祉保健課参事　本市におきましては、連携施設の対象となりますのは保育園でございます。

○濱中副委員長　分かりました。

○仲委員長　ほかに質疑ございますか。

○中村（レ）委員　特定地域型保育事業者って、尾鷲にはないって言われたっけ。

ちよっとごめん、もう一回そのところを。その中身と。

○世古福祉保健課参事 特定地域型保育事業者でございますが、現状のところ、尾鷲市にはございません。とちのもり保育園が小規模保育事業所として令和7年度から特定地域型保育事業者となります。

○中村（レ）委員 ということは、私立の保育園が特定地域型になるということですか。

○世古福祉保健課参事 保育施設のうち、現状、尾鷲市にございます保育園のほうは、いわゆる認可保育園というもので、県認可の保育所になります。特定地域型保育事業者といたしますのは定員19名以下の保育事業を行っている事業所であり、家庭的保育事業を行う個人の方も県内にはございますし、尾鷲市では、小規模保育という形で令和7年度から初めてできる事業所でございます。

○仲委員長 よろしいですか。

○濱中副委員長 重ねた確認になりますけれども、なので、ここの連携をし合うというのは、とちのもりと保育園の連携の仕方をこの中で決めているというふうに理解でよろしいですか。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。

○中村（レ）委員 これは、何か特区と関係がありますか。

○世古福祉保健課参事 こちらは、全国的に条例で定めるもので、特に特区とは関係ございません。

○中村（レ）委員 関係ない。いいです。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

続いて、議案第15号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 続きまして、議案第15号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、議案書及び資料に基づき御説明いたします。

それでは、議案書の88ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の一部改正につきましては、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例に尾鷲市災害弔慰金等支給審査委員会の設置についての条文を加えるものでございます。

詳細については、資料に基づき御説明いたします。

それでは、行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

まず、（１）今回の改正につきましては、国において災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関して調査審議する審議会その他合議制の機関、いわゆる審査委員会の設置が市町村の努力義務となったことに伴い、本条例の一部を改正し、審査委員会を設置するものでございます。

（２）この審査委員会の役割としましては、災害関連死など、自然災害による死亡または障がいであるかの判定が困難な場合に、その因果関係について、専門的見地から審査を行うものでございます。

（３）審査委員会の委員は、国の示した審査委員会の構成例を準拠し、医師、弁護士、副市長、その他市長が必要と認める者の５人以内で組織するものとし、任期については２年で、報酬については月額１万３,０００円と定めるものでございます。

以上が議案第１５号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○仲委員長 議案第１５号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

次に、議案第２６号、令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１１号）の議決について説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第２６号、令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１１号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の１６、１７ページを御覧ください。通知いたします。

１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金３４３万５,０００円の減額のうち、３節老人福祉費負担金９８万６,０００円の減額は、老人ホーム聖光園入所者負担金の減額で、実績によるものでございます。

４節児童福祉費負担金２４４万９,０００円の減額は、保育所入所保護者負担金（現年度分）２４４万９,０００円の減額で、対象者数の実績見込みによるものでございます。

２目衛生費負担金２万５,０００円の減額は、１節保健費負担金２万５,０００円の減額で、各種がん検診自己負担金２万５,０００円の減額は、実績によるものでございます。

次に、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金７３８万４，０００円の増額は、１節社会福祉費負担金２７８万７，０００円の減額のうち、障害者自立支援給付費等国庫負担金３５１万７，０００円の減額、障害者医療費国庫負担金２８５万８，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

生活困窮者自立支援事業等国庫負担金２１８万円の増額は、歳入区分が国庫補助金から国庫負担金に区分変更したことによるものでございます。

２節児童福祉費負担金２，４１９万６，０００円の増額のうち、子どものための教育・保育給付交付金２，４９７万１，０００円の増額は、人事院勧告に伴う人件費単価改正等を受けての公定価格改定に伴う国庫負担金の増額で、母子生活支援施設入所措置費負担金３４万６，０００円の減額及び児童扶養手当負担金４２万９，０００円の減額は、いずれも対象者の実績見込みによるものでございます。

３節生活保護費負担金１，４０２万５，０００円の減額は、生活扶助費等国庫負担金９７万５，０００円の増額で、利用者数の増加に伴う増額、医療扶助費等国庫負担金１，２７５万円及び介護扶助費等国庫負担金２２５万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金３１０万９，０００円の増額は、１節社会福祉費補助金６７１万８，０００円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金６７１万８，０００円の増額は、市内グループホームの非常用自家発電設備の設置に伴う国庫補助金でございます。

２節児童福祉費補助金１４２万９，０００円の減額は、母子家庭等対策総合支援事業補助金４６万５，０００円の減額、子ども・子育て支援交付金６３万円の減額、出産・子育て応援補助金３３万４，０００円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

３節生活保護費補助金２１８万円の減額は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金２１８万円の減額で、先ほど負担金で御説明した国庫補助金から国庫負担金に区分変更したことによるものでございます。

次に、１５款県支出金、１項県負担金、２目民生費県負担金９３０万１，０００円の増額で、１節社会福祉費負担金２１２万２，０００円の増額のうち、福祉保健課分は、三重県障害者自立支援給付費等負担金３１８万７，０００円の減額で、実績見込みによるものでございます。

２節児童福祉費負担金７１７万９，０００円の増額は、施設型給付費・地域型保

育給付費県費負担金 7 3 5 万 2, 0 0 0 円の増額で、国庫負担金同様、人事院勧告に伴う人件費単価改正等を受けての公定価格改定に伴い県負担金が増額したことによるもので、母子生活支援施設入所措置費負担金 1 7 万 3, 0 0 0 円の減額は、国庫負担金同様、実績見込みによるものでございます。

次に、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 3 3 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、1 節社会福祉費補助金 3 3 4 万 8, 0 0 0 円の減額で、心身障害者医療費補助金 2 0 9 万 3, 0 0 0 円の減額、子ども医療費補助金 1 2 5 万 5, 0 0 0 円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

2 節児童福祉費補助金 4 万 9, 0 0 0 円の減額は、地域子ども・子育て支援事業費補助金 2 9 万 9, 0 0 0 円の減額及び施設型給付費・地域型保育給付費補助金 3 3 万 4, 0 0 0 円の増額、出産・子育て応援県補助金 8 万 4, 0 0 0 円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

2 2、2 3 ページを御覧ください。

2 0 款諸収入、4 項受託事業収入、1 目民生費受託事業収入 2 5 0 万 4, 0 0 0 円の増額は、1 節地域支援事業受託事業収入 2 5 0 万 4, 0 0 0 円の増額で、国から紀北広域連合への交付金の上限額の変更による増額に伴い、本市への受託事業収入が増額したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

3 0、3 1 ページを御覧ください。通知いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 9 2 万 8, 0 0 0 円の減額のうち、福祉保健課分は、細目社会福祉一般総務費 2, 0 4 4 万 1, 0 0 0 円の減額で、備品購入費 3 3 万 1, 0 0 0 円の減額は、福祉保健センター放送設備及び A E D 購入費の額確定に伴う減額で、次ページを御覧ください、負担金、補助及び交付金 2, 0 1 1 万円の減額は、紀北広域連合負担金 2, 0 1 1 万円の減額で、自治体システム標準化に伴う介護保険システム改修費の一部が翌年度に実施することに伴う減額でございます。

2 目障害者福祉費 4 1 8 万 5, 0 0 0 円の減額は、細目医療給付費 4 1 8 万 5, 0 0 0 円の減額で、心身医療費助成金の実績見込みによる減額でございます。

3 目自立支援給付事業 1, 2 7 4 万 6, 0 0 0 円の減額は、細目介護給付・訓練給付費 1, 2 7 4 万 6, 0 0 0 円の減額で、居宅介護事業費 4 4 0 万 5, 0 0 0 円、就労継続支援 A 型事業費 2 6 2 万 6, 0 0 0 円の減額、自立支援医療費（更生医療費）5 7 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、４目老人福祉費１９９万８，０００円の減額は、細目老人福祉一般事務費６０万４，０００円の減額で、工事請負費４４万円の減額は、養護老人ホーム聖光園の空調設備改修工事及び備品購入費１６万４，０００円の減額は、輪内高齢者サービスセンター冷凍冷蔵庫購入費で、いずれも事業費確定に伴う減額でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業１３９万４，０００円の減額は、養護老人ホーム聖光園指定管理料６５万５，０００円の減額で、入所者の実績見込みによるものでございます。

負担金、補助及び交付金６７１万８，０００円の増額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金６７１万８，０００円の増額で、市内グループホームの非常用自家発電の設備の設置に伴う補助金で、市町を経由し支出するもので、歳入で御説明した国庫補助金でございます。

扶助費１５５万５，０００円の減額は、老人福祉施設入所措置費１５５万５，０００円の減額で、老人福祉施設入所者が退所したことによる減額でございます。

６目子ども医療費４７４万６，０００円の減額は、扶助費４７４万６，０００円の減額で、子ども医療費助成金の実績見込みによる減額でございます。

２項児童福祉費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。
○世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。

２目児童措置費４，００２万円の増額のうち、細目保育所等事業に係る４，１７４万７，０００円の増額は、歳入でも説明のありました人事院勧告に伴う人件費単価改正等を受けての公定価格改定に伴う１９節扶助費、保育所等運営費（施設型給付費）の増額でございます。

細目児童相談事業に係る１２２万７，０００円の減額は、次ページを御覧ください、１２節委託料の減額で、子育て世帯訪問支援事業委託料に係る実績見込みによる減額でございます。

細目出産・子育て応援給付金事業に係る５０万円の減額は、１８節負担金、補助及び交付金５０万円の減額は、実績見込みによる出産子育て応援給付金の減額でございます。

３目母子父子福祉費２５７万２，０００円の減額のうち、細目母子父子福祉事業に係る１２８万４，０００円の減額は、１８節負担金、補助及び交付金６２万円の減額は、独り親家庭に対する高等職業訓練促進給付金等事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

１９節扶助費６６万４，０００円の減額は、母子生活支援施設入所措置費の実績

見込みによる減額でございます。

細目児童扶養手当給付事業に係る１２８万８,０００円の減額は、１９節扶助費１２８万８,０００円の減額で、児童扶養手当の実績見込みによる減額でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、３項生活保護費、１目生活保護総務費９９万円の減額は、細目生活保護一般事務費９９万円の減額で、委託料の生活保護レセプト管理システム保守委託料９９万円の減額は、レセプト管理等の特定健診分が標準パッケージ内に含まれることによるものでございます。

次に、２目扶助費２,０００万円の減額は、細目扶助費２,０００万円の減額で、医療扶助費等の実績見込みによる減額でございます。

３目生活保護施設事務費１３０万円の増額は、細目生活保護施設援護費１３０万円の増額で、負担金の救護施設委託事務費負担金１３０万円の増額は、施設利用者の増加に伴う増額でございます。

次に、４款衛生費、１項保健費、１目保健総務費は、救急医療体制強化事業の財源更正でございます。

２目予防費１,７２８万１,０００円の減額は、細目予防接種事業１,７２８万１,０００円の減額で、定期予防接種委託料１,７２８万１,０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、３目保健事業普及費４３１万１,０００円の減額は、細目健康増進事業３６４万８,０００円の減額で、健康づくり健診委託料１１４万８,０００円の減額及びがん検診委託料２５０万円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

細目母子保健事業６６万３,０００円の減額は、委託料８６万１,０００円の減額で、妊婦・産婦健康診査等委託料５９万２,０００円の減額及び乳幼児健康診査等委託料２６万９,０００円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料１９万８,０００円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金の前年度精算金１９万８,０００円でございます。

次に、８ページを御覧ください。通知いたします。

第２表繰越明許費補正でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、事業名、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

671万8,000円の追加は、先ほど、歳入及び歳出で御説明した市内グループホームの非常用自家発電設備の設置に係る国庫補助金の交付決定が年度末予定のため事業開始が新年度となることに伴い、事業費に係る予算を繰越しするものでございます。

一段下の事業名、物価高騰対応生活支援給付金給付事業7,879万3,000円の追加は、非課税世帯等に対する生活支援給付金の支給限度が令和7年5月30日までであることに伴い、翌年度の給付金を支給するため繰越しするものでございます。

以上が令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の予算説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についての説明は以上でございます。

質疑ございますか。

○中村（レ）委員 この37ページの母子保健事業で、当初より、妊婦それから乳幼児が59万2,000円と26万9,000円減っているんですけども、当初、何人、これ、見込まれていて、実質は何人やったということですか。

○山口福祉保健課長 妊婦、産婦の予算上は55名、予算取っていましたが、実績としましては47名ということでございます。

○中村（レ）委員 ということは、去年度というのか、まだ今年度というのかな、新生児は47人生まれたとっていい、ことですか。

○山本福祉保健課係長 母子手帳の交付数が今現在で47名となっておりまして、また出産数とは違ってくるんですけども、ほぼその人数になってくるかと思えます。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 はい。

○仲委員長 他に。

○岩澤委員 すみません、補正予算書の35ページの委託料の部分で子育て世帯訪問支援事業委託料がマイナス122万7,000円となっているんですけども、こちらは実績に基づいてマイナス122万7,000円というふうになっていると思うんです。当初の予算とマイナス122万7,000円って、大分差があると思うんですけども、これは、もう利用する人が少なかったということでしょうか。

○世古福祉保健課参事 当初、年間通じて3名程度の利用を想定しておりました

が、現在のところ、利用がその２世帯なくて、１世帯が、あと数か月利用するかどうかなという状況でございます。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

○南委員　　３３ページの委託料の養護老人ホームの聖光園の指定管理料の６５５万７,０００円の減額なんですけれども、これ、以前の指定管理者から替わった時点で変動型契約で指定管理を受けたと思うんですけれども、これ、結局は、この予定よりか何名下回ったのかという点を教えてください。

○山口福祉保健課長　　こちらにつきましては、定員が５０名のところなんですけれども、委員言われるように４８名を下回った場合にそのような措置が取られるんですが、おおむね平均しますと、４８名、６年度は入所しておるような状況でございます。

○南委員　　４８名のレベルで、下回ったら幾らどうのこうのということだ思うんですけれども、この減額の６５５万の中身は。

○山口福祉保健課長　　定員５０名として予算は取っておるんですけれども、それとプラス、その所得に応じて入所の金額が変わってきますので、その辺が影響しているのかなと思います。

○仲委員長　　よろしいですか。

○南委員　　はい。

○仲委員長　　他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　質疑なしといたします。

続いて、議案第２１号、令和７年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　それでは、議案第２１号、令和７年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算につきまして御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の２０、２１ページを御覧ください。通知いたします。

１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金４,９１７万３,０００円は、１節障害者福祉費負担金１,１４９万１,０００円で、地域支援センター他町負担金１,１４９万１,０００円は、紀北地域障がい者相談支援センターの運営に対する紀北町からの負担金でございます。

次ページを御覧ください。

2 節老人福祉費負担金 1,654 万 8,000 円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園の入所者負担金 1,596 万 7,000 円と生活管理指導短期宿泊事業、ショートステイの利用者負担金 58 万 1,000 円でございます。

3 節児童福祉費負担金 2,113 万 4,000 円は、私立保育所入所保護者負担金等が主なもので、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金は、本年 4 月より賀田小学校内で開園する尾鷲市立とちのもり保育園の園児らのけが等に備えて掛けるスポーツ保険に係る保護者負担金 3,000 円、親子教室他町負担金 28 万 5,000 円は、発達の気になる児童を対象とした親子教室に係る運営に対する紀北町からの負担金で、市立保育所入所保護者負担金 75 万円は、とちのもり保育園に係る保護者負担金で、同じく、市立保育所広域入所負担金 196 万 9,000 円は、とちのもり保育園に係る広域入所者保護者負担金でございます。

次に、2 目衛生費負担金 345 万 9,000 円は、1 節保健費負担金 345 万 9,000 円で、救急医療体制強化事業他町負担金として紀北町からの負担金 150 万 3,000 円、各種がん検診自己負担金 185 万 2,000 円等でございます。

次に、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料 15 万円は、1 節社会福祉使用料 15 万円で、福祉保健センター使用料 12 万円等でございます。

次に、26、27 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 9 億 2,716 万 7,000 円は、1 節社会福祉費負担金 2 億 9,698 万 9,000 円のうち、福祉保健課分は、2 行目の特別障害者手当等給付費負担金から生活困窮者自立支援事業等国庫負担金まで、障がい者や障がい児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2 節児童福祉費負担金 4 億 279 万 3,000 円は、保育所や認定こども園運営費に係る子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、児童扶養手当負担金等でございます。

3 節生活保護費負担金 2 億 2,738 万 5,000 円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、2 目衛生費国庫負担金 72 万 6,000 円は、1 節保健費負担金 72 万 6,000 円で、未熟児養育医療費等国庫負担金 20 万円、新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付費負担金 52 万 6,000 円でございます。

次に、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 3,712 万 1,000 円、1 節社

会福祉費補助金 7 2 1 万 4, 0 0 0 円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2 節児童福祉費補助金 2, 6 7 0 万 9, 0 0 0 円は、母子家庭等対策総合支援事業補助金 7 3 3 万円、子ども・子育て支援交付金 1, 2 1 0 万 1, 0 0 0 円、妊婦のための支援給付交付金 5 0 0 万円等でございます。

3 節生活保護費補助金 3 1 9 万 8, 0 0 0 円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金 2 8 0 万 7, 0 0 0 円等でございます。

次に、3 目衛生費国庫補助金 1, 1 7 7 万円のうち、福祉保健課分は、1 節保健費補助金 1 5 2 万 8, 0 0 0 円で、母子保健衛生費国庫補助金 1 0 9 万 9, 0 0 0 円等でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3 項委託金、2 目民生費委託金 3 7 5 万 3, 0 0 0 円のうち、福祉保健課分は、2 節児童福祉費委託金 1 0 万 1, 0 0 0 円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金 1 0 万 1, 0 0 0 円でございます。

次に、1 5 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 3 億 8, 7 6 5 万 7, 0 0 0 円のうち、福祉保健課分は、1 節社会福祉費負担金 2 億 7, 2 0 1 万 7, 0 0 0 円のうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金 1 億 2, 3 0 5 万 7, 0 0 0 円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金 1 0 9 万 8, 0 0 0 円及び三重県障害児通所給付費等負担金 7 8 4 万 9, 0 0 0 円でございます。

2 節児童福祉費負担金 1 億 9 6 2 万 9, 0 0 0 円は、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金 9, 0 1 8 万 1, 0 0 0 円、児童手当県負担金 1, 8 5 2 万円等でございます。

3 節生活保護費負担金 6 0 1 万 1, 0 0 0 円は、生活保護法第 7 3 条による負担金でございます。

次に、3 目衛生費県負担金 1 0 万円は、1 節保健費負担金 1 0 万円で、養育医療給付事業等負担金 1 0 万円でございます。

次ページ、3 0、3 1 ページを御覧ください。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金は 9, 7 5 8 万 8, 0 0 0 円で、1 節社会福祉費補助金 4, 7 5 6 万 4, 0 0 0 円は、心身障害者医療費補助金 3, 1 0 3 万 2, 0 0 0 円、三重県障害者自立支援給付費等補助金 3 6 0 万 6, 0 0 0 円、子ども医療費補助金 1, 2 5 6 万 7, 0 0 0 円等でございます。

2 節児童福祉費補助金 4, 5 6 5 万 2, 0 0 0 円は、一人親家庭等医療費補助金 5

21万5,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金1,142万3,000円、施設型給付費・地域型保育給付費補助金357万3,000円、出産・子育て応援県補助金16万6,000円で、みえ子ども・子育て応援総合補助金2,400万円でございます。

3節地方改善事業費補助金437万2,000円は、隣保館運営費補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金539万2,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金179万4,000円で、県特定不妊治療費及び不育治療費等補助金28万5,000円、健康増進事業補助金132万3,000円、自殺対策緊急強化事業補助金18万6,000円でございます。

次ページ、32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金17万9,000円で、1節社会福祉費委託金17万9,000円は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務市町交付金4万7,000円、三重県社会福祉関係統計調査費交付金13万2,000円でございます。

36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入335万8,000円のうち、福祉保健課分は、1節災害援護資金貸付金返還金15万8,000円で、平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還金でございます。

次に、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入6,058万3,000円、1節地域支援事業受託事業収入6,058万3,000円は、紀北広域連合から介護予防を中心とした地域支援事業をはじめとする地域包括ケアシステムの推進に係る受託事業収入でございます。

次ページを御覧ください。

次に、5項雑入、1目雑入1億5,010万1,000円のうち、福祉保健課分は、3節民生費雑入92万9,000円で、生活保護法第63条による返還金（現年度分）50万円、とちのもり保育園の園児らのけがに備えた保険からの給付金として日本スポーツ振興センター共済給付金6万円、保育士等の保育園職員給食費負担金34万5,000円等でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について説明します。

94、95ページを御覧ください。通知いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、本年度予算額は 8 億 9,271 万 5,000 円で、対前年度比 1,131 万 7,000 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が 7,447 万 9,000 円で、そのうち、福祉保健課分は 287 万 7,000 円で、地域少子化対策重点推進交付金等でございます。

その他特定財源 1,275 万 2,000 円は、ふるさと応援基金繰入金等で、一般財源は 8 億 548 万 4,000 円でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

細目社会福祉一般総務費は、6 億 5,334 万 7,000 円でございます。

主なものとしたしましては、報酬 33 万 5,000 円のうち、調査員報酬につきましては、3 年に 1 回、国において国民の所得や貯蓄等について調査する国民生活基礎調査を行うための調査員に係る報酬 13 万 2,000 円、先ほど、条例改正の際に説明いたしました災害弔慰金の審査委員に係る災害弔慰金審査委員会委員報酬 10 万 4,000 円でございます。

需用費 1,212 万 1,000 円は、次ページを御覧ください、福祉保健センターの光熱水費 921 万 9,000 円等でございます。

委託料 728 万 7,000 円の主なものとしたしましては、成年後見支援センター事業業務委託料 55 万 7,000 円、高齢者・障がい者虐待防止チーム業務委託料 19 万 7,000 円は、高齢者、障がい者の虐待の防止と発生後の対応についてのサポートや研修に係る委託料で、一般社団法人三重県社会福祉士会に委託するものでございます。

その他、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。

使用料及び賃借料 211 万 2,000 円の主なものとしたしましては、機器借上料 190 万 4,000 円で、昨年、第 1 回定例会において債務負担行為でお認めいただいた福祉保健センターの設備管理を効率的に行うための中央感知システムのリース料でございます。

負担金、補助及び交付金 6 億 2,551 万円は、負担金では、紀北広域連合負担金が 5 億 6,150 万円、次ページを御覧ください、補助金では、社会福祉協議会運営助成金 6,029 万 4,000 円、結婚新生活支援事業補助金 240 万円が主なものでございます。

次に、細目戦没者遺族等援護事業 110 万 5,000 円は、尾鷲市戦没者追悼式に係る費用及び特別弔慰金に係る事務費でございます。

次に、2目障害者福祉費、本年度予算額は7,531万1,000円で、対前年度比645万6,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が3,890万7,000円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が880万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金が600万円で、一般財源は2,160万4,000円でございます。

細目障がい者福祉一般事務費は172万円で、主なものとしては、負担金、補助及び交付金147万2,000円は、児童発達支援施設整備負担金で、本年第4回定例会において債務負担行為補正でお認めいただいた本年4月に紀北町船津地内に開設する児童発達支援施設の整備に係る紀北町への負担金でございます。

細目特別障害者手当等給付費は1,050万5,000円で、扶助費、特別障害者手当等給付費1,050万1,000円は、特別障害者手当27名分、障害児福祉手当6名分を見込んでおります。

次に、細目医療給付費6,274万5,000円は、扶助費、心身医療費助成金6,206万4,000円が主なものでございます。

次に、細目在宅援護事業は34万1,000円で、主なものとしては、委託料の在宅援護事業委託料20万6,000円でございます。

次ページ、100、101ページを御覧ください。

3目自立支援給付事業、本年度予算額は5億6,222万5,000円で、対前年度比4,985万2,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が4億440万9,000円、その他特定財源1,192万7,000円は、紀北町からの地域支援センター負担金1,149万1,000円、ふるさと応援基金繰入金が43万6,000円で、一般財源は1億4,588万9,000円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は2,758万2,000円で、主なものとしては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,427万9,000円は、紀北町と共に障がいのある方を対象に相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

扶助費130万7,000円は、本年度4月に紀北町船津地内に開設する児童発達支援施設について、新たに発生する利用料が要因で通所の妨げとならないよう、経済的負担の軽減を図るため利用料の助成を行う障害児通所給付費利用料助成金130万7,000円でございます。対象者は、48名を見込んでおります。

次に、細目介護給付・訓練給付費は5億2,367万2,000円で、扶助費5億

2,362万7,000円が主なもので、障がいのある方が安心して暮らせる各種サービスを提供するための給付費でございます。

次に、細目地域生活支援事業費は1,097万1,000円で、主なものとしたしましては、委託料446万3,000円は、移動支援事業委託料をはじめ、日中一時支援事業などを尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

扶助費532万1,000円は、次ページを御覧ください、ストマ用装具など、日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費、本年度予算額は1億1,961万7,000円で、対前年度比32万1,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が435万9,000円、その他特定財源1,747万2,000円は、老人ホーム入所者負担金が1,596万7,000円などで、一般財源は9,778万6,000円でございます。

細目老人福祉一般事務費は981万円で、主なものとしたしましては、備品購入費769万1,000円は、養護老人ホーム聖光園のナースコールほか、AED、調理用オーブンの購入費でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は1億168万9,000円で、主なものとしたしましては、委託料1億164万9,000円は、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。

次に、細目在宅援護事業は811万8,000円で、主なものとしたしましては、負担金、補助及び交付金425万9,000円は、尾鷲市老人クラブ連合助成金141万2,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円でございます。

扶助費364万8,000円は、介護用品給付費364万8,000円で、要介護4及び5と認定されている在宅の高齢者を介護している70人の方に対し介護用品券を支給することで在宅介護を支援するものでございます。

次ページ、104、105ページを御覧ください。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は4,012万5,000円で、対前年度比327万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金として、子ども医療費県補助金が1,256万7,000円、地方債は、子ども医療費助成事業債が700万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金540万円、一般財源は1,515万8,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は4,012万5,000円で、主なものとしたしまし

ては、扶助費の子ども医療費助成金 3,960 万 8,000 円で、高等学校を卒業するまでの医療費助成金でございます。

次に、7 目介護保険費、本年度予算額は 6,022 万 4,000 円で、対前年度比 326 万円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源 5,965 万 9,000 円のうち、福祉保健課分については、5,465 万 7,000 円が紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入で、一般財源は 56 万 5,000 円でございます。

細目地域支援事業（総合事業）は 2,340 万 4,000 円で、主なものといたしましては、委託料 1,969 万 5,000 円は、一般介護予防事業を天使の家などの事業所に委託するものでございます。

補助金 30 万円は、高齢者が主体となって介護予防や健康づくり等を目的とした活動を行う団体に対し活動を支援する観点から、介護予防自主活動組織支援補助金 30 万円を支給するものでございます。

細目地域支援事業（任意）は 954 万 7,000 円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください、委託料 821 万 4,000 円のうち、食の自立支援事業委託料が 361 万 7,000 円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスでございます。

緊急通報システム管理委託料 445 万 5,000 円は、135 台分の貸与を見込んでおります。

次に、細目地域支援事業（包括）は 2,170 万 6,000 円で、地域包括ケアシステム推進に係る事業として、地域ケア会議推進事業委託料、認知症総合支援事業委託料、生活支援体制整備事業委託料の三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

次に、9 目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額は 1,409 万 6,000 円で、対前年度比 166 万 9,000 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が 1,022 万円、一般財源が 387 万 6,000 円でございます。

細目生活困窮者自立支援事業費は 1,409 万 6,000 円で、主なものといたしましては、委託料 1,389 万 5,000 円は、生活困窮者自立支援事業委託料 1,389 万 5,000 円で、自立相談支援など、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

2 項児童福祉費につきましては、担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額は1 億1,875 万8,000 円で、対前年度比818 万8,000 円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金2,638 万4,000 円は、こどもの居場所づくり事業に係る母子家庭等対策総合支援事業補助金が568 万円、みえ子ども・子育て応援総合補助金が742 万3,000 円、また、放課後児童クラブ運営に係る補助金、子ども・子育て支援交付金等が1,258 万4,000 円などでございます。

その他特定財源648 万2,000 円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は8,589 万2,000 円でございます。

細目児童福祉一般総務費は119 万8,000 円で、主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金87 万円で、負担金、南輪内保育園派遣職員負担金3 万円は、令和6 年度途中にとちのもり保育園への移行作業準備業務の増加に伴い追加派遣した会計年度職員の保育士に係る労災保険料相当の負担金でございます。労災保険料につきましては、6 月以降に追加となった職員の保険料が翌年度の6 月以降に確定されるものであるための計上でございます。

補助金84 万円は、毎月1 回以上、子育て支援活動を行う団体に対し活動支援を行うための子育て団体活動支援事業補助金84 万円でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は2,124 万6,000 円で、委託料、放課後児童クラブ委託料2,015 万8,000 円は、わんぱくクラブを社会福祉法人尾鷲民生事業協会に、くれよんをNPO 法人あいあい、それぞれ委託するものでございます。

配食事業委託料81 万6,000 円につきましては、夏休みなど、長期休暇中の放課後児童クラブにおいて、利用希望者に費用を半額市が負担する形で弁当を配達するための委託料でございます。

放課後児童クラブを利用する世帯は、共働きなどで、日中、家庭に保護者がいないことから子供を預ける必要がある世代であり、利用の際には毎月1 万円の利用料を負担いただいております。通常、学校がある学期中では、子供たちは給食を食べた上で、放課後、直接放課後児童クラブに通いますが、夏休みなど長期休暇中は、学校が休みであるため、保護者が出勤前に子供の弁当を作り、放課後児童クラブに送迎するという負担が毎日生じております。こうした長期休暇時に増える家事負担については全国的にも解決を望む利用者からの声が多く、改善に向けた取組が自治体によって行われているところです。

三重県においては、志摩市が弁当の配達とその半額を助成する制度を実施しております。そこで、本市においても、放課後児童クラブ利用の全世帯にアンケートを行いニーズ調査を行ったところ、８１％の世帯が出勤前の時間帯に弁当の準備することが負担であるため利用を希望するとの回答であり、利用の際の自己負担額については、３００円に設定すると利用希望ニーズの９５％がカバーできる結果となりました。こうしたことから、本市においても放課後児童クラブ利用の世帯の家事負担を軽減し共働きを支援するため、長期休暇中に限って、自己負担をいただきながら希望者に弁当を届ける仕組みを構築いたします。

具体的には、既に高齢者福祉で実施している食の自立支援事業、希望する高齢者に自己負担をいただきながら弁当を配達するスキームを参考として、同事業と同額の一律１食６００円の弁当を製作、配達していただける事業者を公募の上、利用を希望する保護者の希望に沿って、放課後児童クラブに弁当を配達してもらうものです。

また、保護者の自己負担額については、志摩市の事例を参考として、半額である３００円を市が委託料として負担し、残りの３００円を保護者が負担するものでございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は６７万５,０００円で、主なものといたしましては、報償費の４８万２,０００円で、講師謝礼１万円は、参加者が互いに顔が見える関係を構築し親睦を深めることで制度利用の促進や援助会員の拡大を図るために開催する交流会開催に係る講師謝礼であり、また、ファミリーサポート活動謝礼４２万円は、今年度において、ファミリーサポートセンター利用者に利用料の半額を助成する補助金を支給していたものを、利用者の補助金申請手続の負担を軽減するため、補助金に代えて利用者が援助者に支払う費用の一部を市から謝礼として支払う形に整理したものでございます。

次ページを御覧ください。

細目多子世帯支援事業は３６８万３,０００円で、主なものといたしましては、扶助費の３６４万４,０００円は、第２子以降の２歳児までの紙おむつ等の給付費ですが、次年度からはファミリーサポート事業の１時間利用も可能とすることで、多子世帯の家事負担の軽減を選択肢に加えるものでございます。

次に、細目こどもの居場所づくり事業は、８５２万２,０００円でございます。

事業概要につきましては、主要施策の予算概要の２５ページを御覧ください。通知いたします。

事業の目的につきましては、大きく二つございます。

一つは、全国的にひきこもりや不登校、また、友達との関係づくりに不安があるなど、多様で複合的な困難を抱える子供が増加している中、家庭や学校、放課後などにおいても居場所がないと感じているあらゆる子供にとっても、安全安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや機会を一つでも多く構築されるよう、地域における子供の居場所づくりを進めることとでございます。

かねてより本市の課題の一つとして、一定数不登校やひきこもり状態に近いお子さんたちがいる中で、行政的な支援手法だけでは、それぞれに事情や背景が異なる子供一人一人の気持ちに寄り添うことが難しい部分がございました。そうしたところに、画一的なものではなく、継続して取組を行う、子供が望んで安心して通うことができる多様な居場所の構築を促進することが狙いでございます。

また、もう一つは、そうした居場所における多様な体験、学びや活動などを通じて、子供たちの自己肯定感の向上や健やかな成長を目指すとともに、支援が必要な子供を早期に発見し、市に報告、連携するなど、適切な支援につなぐ仕組みづくりや、連携した子供への支援を行うことによって、子供に対する地域の支援体制を強化することを目的とするものでございます。

次に、実施する事業の内容につきましても二つございます。

一つは、九鬼、早田、輪内地区におけるコミュニティーセンターを活用した放課後の子供の居場所づくりでございます。子供の数や各町が分散している地理的要因などによって放課後児童クラブの運営が成立しない九鬼、早田、輪内地区において、小学校の授業が早く終わる水曜日の放課後、地域のコミュニティーセンターを午後5時まで延長して開館し子供たちに開放することと、見守りボランティアを配置するなど子供居場所づくりを行うものです。

また、もう一つは、市内全域を対象とした子供の居場所づくりで、民間団体などが1か月に4回以上、おおむね年間を通じて50回以上継続して子供や親子を対象とした様々な居場所や体験の提供、例えば、子供食堂や学習支援、その他、生活支援等を行う活動に対して予算の範囲内で補助を行い、行政だけでは対応が難しい多様性のある子供の居場所づくりを促進するとともに、活動を通じて様子の気になる子供、いわゆる要保護児童等を見つけた場合、速やかに市に報告し、必要に応じて市と連携して支援を行うなど、支援を必要とする児童の早期発見、早期支援につなげる事業でございます。

事業費につきましては、852万円のうち、民間団体等に対する補助金、尾鷲市

地域こどもの生活支援強化事業補助金が８０３万７，０００円であり、補助率３分の２の国補助金、母子家庭等対策総合支援事業補助金を活用し、国補助事業と同様の要件で補助を実施するものでございます。

この補助金の対象事業の内訳につきましては、国の補助事業と同様に、子供食堂や学習支援、多様な体験活動の提供など、様々な体験を提供する基本事業部分として約３００万円を、また、夏休み等長期休暇中に授業の時間や内容を拡大する場合の加算分として１００万円を、そして、子供の居場所としての拠点の立ち上げ支援に係る部分として、拠点整備に係る修繕料や備品購入など、約１５０万円を、さらに、支援が必要な要保護児童等に対して行政と連携した支援を行う事業分として約２５０万円を想定しているものでございます。

補助対象は、団体等が行う活動に必要な材料費や資機材、講師やスタッフに係る費用、活動拠点の整備費や維持費等に参加する子供や親子の利用に係る必要経費であり、非営利活動に係るものに限ります。国補助事業において、民間における多様な取組を柔軟かつ総合的に支援する枠組みで事業が設計されており、こうした有利な補助金を活用して本市の課題解決に取り組んでまいります。

それでは、予算書の１１０ページ、１１１ページにお戻りください。通知いたします。

次に、２目児童措置費につきまして、本年度予算額は７億３，６３７万１，０００円で、対前年度比５，５３３万３，０００円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金５億１，５８２万９，０００円は、保育事業に係る子どものための教育・保育給付交付金など３億１，３００万円及び児童手当に係る児童手当交付金など１億５，６７３万４，０００円などで、地方債４８０万円は、障害児保育事業債、その他特定財源８，７８１万６，０００円は、保育所入所に係る保護者負担金が２，０６３万円、ふるさと応援基金繰入金６，６４７万８，０００円など、一般財源は１億２，７９２万６，０００円でございます。

細目保育所等事業は５億２，５１６万３，０００円で、主なものとしたしましては、委託料１，３０６万３，０００円で、地域子育て支援センター事業委託料８７１万４，０００円は、子育て支援センターちびっこひろばの事業委託料、一時預かり保育事業委託料３２３万３，０００円は、ひのきっここども園で一時預かり保育事業を、それぞれ尾鷲民生事業協会に委託するものです。

次に、負担金、補助及び交付金７，８４４万７，０００円の主なものとしたしましては、主任保育士配置に対する認可保育所に対する特別助成金が８８２万４，００

0 円、看護師配置に係る看護師配置補助金が 9 8 0 万円、また、加配保育士を配置し児童の発達を支援する障害児保育対策事業費補助金 4, 1 3 7 万 9, 0 0 0 円などでございます。

扶助費 4 億 3, 2 9 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、次ページを御覧ください、保育所等運営費が 4 億 3, 2 7 8 万 2, 0 0 0 円で、市内 4 か所の私立保育園及び認定こども園において、年間延べ 3, 5 2 9 人の児童を教育・保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は 1 億 9, 2 0 9 万 3, 0 0 0 円で、主なものとしたしましては、扶助費 1 億 9, 1 9 2 万 5, 0 0 0 円は児童手当で、延べ 1, 2 5 1 人を対象に見込んでおります。

次に、細目児童相談事業は 3 0 7 万 3, 0 0 0 円で、家庭児童相談事業等に係るものでございます。

報償費 1 7 5 万 2, 0 0 0 円のうち、9 6 万円は、児童相談等に係る臨床心理士報酬で、7 9 万 2, 0 0 0 円については、発達などが気になる子供と保護者を支援する親子教室に係る保育士報酬でございます。

親子教室につきましては、健診時において発達などが気になる乳幼児や保護者の不安に寄り添いながら支援を行うとともに、紀北町における児童発達支援施設の開所に伴い、従来のすまいる教室の担ってきた役割を整理し、教室に通っていた幼児や小学生のうち、4 月時点での児童発達支援施設への通所を見合わせている子供などを対象に、児童発達支援の視点を取り入れた集団保育等を行うものでございます。

委託料 9 6 万 6, 0 0 0 円のうち、子育て短期入所事業委託料 2 1 万 4, 0 0 0 円は、家庭の事情等で一時的に子供を児童養護施設等に預けることができる事業の委託料でございます。

子育て世帯訪問支援事業委託料 7 5 万 2, 0 0 0 円は、子育て世帯へのホームヘルパー派遣を行う事業に係る委託料でございます。

次に、細目出産・子育て応援給付事業は 1 0 0 万 3, 0 0 0 円で、主なものは、妊娠、出産に係る 1 件当たり 5 万円の出産・子育て応援給付金 1 0 0 万円でございます。

なお、当該事業は、今年度までの事業を引き継ぐものですが、制度改正により、令和 7 年度より、後に説明いたします妊婦のための支援給付事業に事業が移行されるもので、本予算科目については、令和 7 年 3 月までに出産を迎えた方で、令和 6 年度中に給付金の申請を行っていない方の分のみを支給する経過的な措置となります。

す。

次に、細目地域型保育事業は、尾鷲市立とちのもり保育園の運営に係る事業費 1,001 万 6,000 円で、主なものは、需用費 338 万 8,000 円は、園児らの生活消耗品、教材費などの消耗品費 179 万 5,000 円、牛乳、ミルク、おやつ代等に係る食糧費 148 万 3,000 円でございます。

次ページを御覧ください。

委託料 540 万 6,000 円のうち、主なものといたしましては、調理と配送を委託する給食業務委託料 530 万 6,000 円でございます。

次に、細目妊婦のための支援給付事業は 502 万 3,000 円で、主なものは、妊娠、出産に係る 1 件当たり 5 万円の妊婦のための支援給付金 500 万円でございます。

次に、3 目母子父子福祉費につきまして……。

○仲委員長 ちょっと参事、母子父子へ入る前に、10 分間休憩します。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 06 分)

(再開 午前 11 時 14 分)

○仲委員長 再開いたします。

説明、お願いいたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、次に、3 目母子父子福祉費につきまして、本年度予算額は 8,659 万円で、対前年度比 766 万 4,000 円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金 3,313 万円は、児童扶養手当負担金 2,323 万 2,000 円、一人親家庭等医療費補助金 521 万 5,000 円など、地方債 410 万円は、一人家庭等医療費助成事業 410 万円、その他特定財源 3,102 万 7,000 円は、ふるさと応援基金繰入金 3,100 万円などで、一般財源は 1,833 万 3,000 円でございます。

細目母子父子福祉事業は 620 万 9,000 円で、主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金 220 万円は補助金 220 万円で、一人親家庭の保護者など、資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業補助金 200 万円などでございます。

扶助費 393 万 9,000 円は、主なものといたしましては、施設入所に係る母

子生活支援施設入所措置費 361万9,000円でございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,055万6,000円で、主なもの
といたしましては、扶助費1,043万1,000円で、次ページを御覧ください、
一人親家庭等医療費助成金1,043万1,000円でございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業は6,982万5,000円で、主なものといた
しましては、扶助費6,969万9,000円で、児童扶養手当6,969万9,00
0円でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算
額は2,745万4,000円で、対前年度比3万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金405万6,000円は、生活困窮者自立支援事業等国
庫負担金などで、一般財源は2,339万8,000円でございます。

細目生活保護一般事務費は777万8,000円で、主なものといたしましては、
委託料659万9,000円は、被保護者就労支援事業委託料488万8,000円
で、生活困窮者対策事業として尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、2目扶助費、本年度予算額は2億9,749万円で、対前年度比2,543
万2,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金2億2,871万5,000円は、生活扶助費等国庫負担
金などで、その他特定財源は50万円、生活保護法第63条による返還金で、一般
財源は6,827万5,000円でございます。

細目扶助費は2億9,749万円で、扶助費2億9,744万円は、生活保護法に
基づき最低限度の生活を保障するため国が定める扶助費を支給するもので、141
世帯、158人を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費で、本年度予算額は624万3,000円、対前
年度比385万9,000円の増額でございます。

財源内訳は、生活扶助費等国庫負担金が468万1,000円で、一般財源は1
56万2,000円でございます。

細目生活保護施設援護費は624万3,000円で、負担金624万3,000円
は、居住する家がなく施設に入所する必要のある方に係る事務費負担金でござい
ます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,391万

5,000円で、対前年度比127万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金437万2,000円のうち、福祉保健課分につきましては、隣保館運営費補助金が152万3,000円で、一般財源は954万3,000円でございます。

細目隣保館運営事業は218万8,000円で、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行う費用でございます。

次ページ、120、121ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は6,031万2,000円で、対前年度比192万5,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が167万1,000円のうち、福祉保健課分につきましては58万5,000円、地方債1,200万円は救急医療体制強化事業債で、その他特定財源285万6,000円は紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金などで、一般財源は4,378万5,000円でございます。

細目一般保健事業は392万9,000円で、主なものとしたしましては、地域医療助成金225万円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する助成金でございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は2,103万3,000円で、主なものとしたしましては、委託料として一次救急医療体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、負担金、補助及び交付金の、次ページを御覧ください、病院群輪番制病院運営事業補助金1,766万円を尾鷲総合病院へ補助するものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万4,000円で、主なものとしたしましては扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟児に対して必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は5,635万6,000円で、対前年度比496万6,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金58万8,000円は疾病予防対策事業費等補助金などで、地方債960万円は予防接種事業債で、その他特定財源1,000万円はふるさと応援基金繰入金で、一般財源は3,616万8,000円でございます。

細目予防接種事業は5,635万6,000円で、主なものとしたしましては、委託料5,466万2,000円のうち、定期予防接種委託料5,027万8,000円

は、乳幼児、児童・生徒、成人及び高齢者に対し各種予防接種を実施するもので、新たに带状疱疹ワクチンについても定期予防接種として実施し、紀北医師会及び県内医療機関に委託するものでございます。

带状疱疹ワクチン接種は、本市では任意予防接種として本年度から50歳以上の方を対象に実施し、接種費用の約2分の1程度の助成を開始しておりますが、新年度より、国において65歳から5歳ごとに接種する予防接種法に基づく定期接種として位置づけられることから、定期予防接種として実施いたします。

本市においては、定期予防接種への移行の周知等を鑑み、新年度は定期接種対象者以外の方にも引き続き接種していただけるよう、任意予防接種としても、本年度と同様に50歳以上の方に継続してワクチン接種助成を行います。

また、任意予防接種委託料405万9,000円は、水痘、おたふく風邪のほか、先ほど御説明した带状疱疹ワクチンについても、新年度は引き続き50歳以上の方を対象に実施いたします。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は3,567万3,000円で、対前年度比295万2,000円の減額でございます。

財源内訳は、健康増進事業補助金のほか、国県支出金が351万2,000円、その他特定財源は各種がん検診自己負担金などが1,785万6,000円、一般財源は1,430万5,000円でございます。

細目健康増進事業は2,296万6,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください、委託料2,067万2,000円は、がん検診委託料1,894万8,000円のほか、健康増進法に基づく各種健診委託料等でございます。

次に、細目母子保健事業は1,115万円で、報償費46万3,000円は、1歳半、3歳児健診に係る歯科医師等への報償費のほか、産前産後サポート事業等に係る子育てサポーターへの報償費でございます。

委託料928万3,000円は、妊婦一般健診や産婦健診及び乳児や1歳半、3歳児健診の委託料及び胎児に影響を及ぼすおそれのある妊婦の歯周病を予防するための妊婦歯科健康診査に係る委託料でございます。

次に、負担金、補助及び交付金91万1,000円は、次ページ、126、127ページを御覧ください、新生児聴覚スクリーニング検査費補助金22万円や、1か月児健康診査費補助金33万円等でございます。

次に、細目メンタルヘルス事業は33万6,000円で、鬱予防を含めたこころの健康教室、自殺予防のための普及啓発、ゲートキーパー養成講座などに係る費用

でございます。

次に、細目歯科保健事業は122万1,000円で、主なものといたしましては、委託料91万5,000円は、歯周病疾患検診、フッ化物洗口に係る委託料でございます。

以上が令和7年度尾鷲市一般会計予算のうち、福祉保健課の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 どうも。

以上が議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明であります。

質疑に入ります。

質疑のある方。

○小川委員 予算書の123ページ、いいですか、簡単に聞いていきますので。

带状疱疹予防接種、この任意予防をそのままやっていかれるみたいなんですけれども、国のほうが65歳、70歳、75歳。尾鷲市のほう、2分の1というか半額助成ですよね。この国の助成というのは、どのようになっているんですか。

○山口福祉保健課長 今、委員おっしゃられたように、今年度、任意予防接種として実施した接種対象者の負担額は約2分の1、生ワクチンですと8,000円のうち約4,000円、不活化ワクチンが約4万円のうちの2万円の助成を行っておるんですが、来年度の定期予防接種になると、生ワクチンが約3,000円、不活化ワクチンが約1万5,000円という金額になると予定しております。

○小川委員 ということは、国から3割ぐらい出るんですかね。もし出て、その後、それを受けて、また市のやつ使うと、それ、また2分の1ということになるんですか。

○山口福祉保健課長 任意と定期の対象者の方、かぶる方もいますけれども、先ほど委員も言われた5歳ごとの刻み、65、70、75、この方は、任意予防接種じゃなくて定期予防接種で受けていただくことになります。なので、任意と定期をダブって接種することは、できないということになります。

○小川委員 じゃ、自己負担というのは変わってくるんですか。

○山口福祉保健課長 先ほど言ったように、自己負担が65歳から5歳刻みの方は、2種類あるワクチンのうち、生ワクチンは負担金が3,000円、不活化ワクチンが7,500円の2回で1万5,000円。任意のほう、65、70、75という5歳刻みの対象者以外の方の50歳以上の方は、今年度と同様に、生ワクチンは

4,000円、不活化ワクチンは、1万掛ける2回で2万円の負担となります。

○小川委員 じゃ、国のあれ待ったほうが安くなるということですね。

じゃ、次に、ちょっと、すみません、107ページと101ページの成年後見人の申立手数料、前にも聞いたかなと思うですけど、手数料、二つあるんですけど、これ、どう違うんですか。

○山口福祉保健課長 成年後見に係る部分なんですが、科目が違うというところですけども、107ページのほうにつきましては高齢者に対する成年後見に係る部分で、101ページのほうが障がい者に係るというところになります。

○小川委員 それと、109ページ、放課後児童健全育成事業の中に委託料、配食事業委託料というのがありますよね、先ほど半額持つって言われたんだけど、この事業をされない方の不公平感というのか不満とか、そういうのはないですかね。

○世古福祉保健課参事 こちらでございしますが、放課後児童クラブに通ってみえる保護者の皆さんにとりましては、保護者の希望により利用を選択いただくということとしておりますので、利用者にとっては、まず不満のほうは解消されるものと考えております。

○小川委員 ページ数が分からないな……。

○仲委員長 ゆっくり探してください。

○小川委員 予算概要の25ページ、これって800万ぐらい予算ついておりますけれども……。

(「111ページ」と呼ぶ者あり)

○小川委員 何ページ。

(「こどもの生活ですか。111ページ」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 111、真ん中。

○小川委員 ええ事業だと思うんですけども、これは大変に。これ、何か所ぐらい、委託というか、事業を申し込ませるんですか。

○世古福祉保健課参事 こちらは、具体的に何団体というところは、現在のところ、想定しておりません。予算の範囲内で申請をいただいた中で、仮に予算を超えるような申請がありました場合は、採択される事業であれば、事業規模の範囲で案分を考えております。

ちなみに、活動費につきましては、通常年間約300万程度ということを想定しておりますので、現在、月に1度活動を行っている子育て支援団体の補助金が月に1度で年間12万程度、そこを月に4回行うとなれば、単純計算で年間で約50万。

さらに、そこが週に2回活動を行うとなりますと年間で100万という形になりますので、年間で300万程度の活動費の予算というところは、複数団体も見越しましても妥当だと思いますし、場合によっては、よほど中身をつくり込んで、専門家、例えば、心理士等を常時置くような活動をするということであれば、それなりの単価はまた上がることとなるかと思いますので、300万程度の活動費であれば妥当であると考えております。

○小川委員　先ほどの説明の中で学習支援なんかも入っておりましたし、大変いい事業かなと思うんですけど、これって、これだけの事業をするんですから、募集要項とかそういうのは、できているんですか。

○世古福祉保健課参事　補助金要綱をつくっておりますので、また4月年度当初に申請の募集を行う予定でございます。

○小川委員　こういう大事な事業、本当なら委員会に最初に示して、募集要項をこうしますとか言うべきじゃないんですか。それ、どうですか、課長。

○山口福祉保健課長　新規事業ということで、金額も大きいですので、事前に報告する必要があったかもしれませんが、今回、国からの補助金等も出るということで、ちょっとつくり込みにも時間がかかったこともありまして、この場を借りて説明させていただきました。今後、このようなことがないように、また事前に御説明できるようにしたいと思います。

○小川委員　実は、今、先ほど話聞いたときに、これ、大変いい事業だなと思ったんですけど、議会に、俺が忘れたんかなというような感じしたけど聞いていないよなと思って、こんな大事な事業、もう議会軽視と言われて仕方ないんじゃないですか、こんな大事な事業で。議会のその意見は、要らないということなんですか。

○山口福祉保健課長　申し訳ないです。今回、ちょっと詳細に参事のほうからは説明はさせていただいたんですけども、今度から、このようなことのないように、事前に御説明したいと思っております。

○小川委員　分かりました。

○仲委員長　他に質疑。

○西川委員　123ページのワクチンのところでちょっと聞きたいんですけど、65、70、75って、これ、コロナワクチンのことなんですか。

○山口福祉保健課長　先ほど説明させていただいたのは、带状疱疹のほうのワクチンになります。

○西川委員　これ、拒否権ありますよね。

○山口福祉保健課長　　もちろん希望される方ということですので、希望される方が打っていただくという形になります。

○西川委員　　分かりました。

○仲委員長　　いいですか。

他に質疑。

○中村（文）委員　　まず、一つ目が31ページなんですけど、児童福祉費補助金の出産・子育て応援県補助金というのが前年度より大分減額されているんですけど、この理由をもしよければ教えていただきたいです。

○世古福祉保健課参事　　歳出のほうで説明をさせていただいたところなんですけど、今年度より事業が新たな事業名に変わって予算科目が変わったもので、来年度のそちらの科目につきましては、令和6年度中に出産で申請いただかなかった方の分に係る補助金でございます。

○中村（文）委員　　あと、こちらも変わっていると思うんですけども、99ページの在宅援護事業の件で、療育教室事業運営委託料というのが科目からなくなっているんですけど、これも違う名前に変わってされたんでしょうか。

○山口福祉保健課長　　療育教室事業は、先ほど説明した紀北町の輪内地内にできる児童発達支援センターが4月から開設することに伴って、療育が必要な方について、そちらへ通っていただくことと、それ以外、なかなか行けないという様々な事情で、そういった方もみえますので、そういった方につきましては、別の科目なんですけれども、113ページの児童相談事業の中の報償費の中で、これ、親子教室という形で、ゼロから2歳の方、3歳から5歳の方、小学生の方を対象に教室するための報償費として予算を組んでおります。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村（文）委員　　すみません、あと、105ページなんですけれども、こちらの補助金、介護予防自主活動組織支援補助金ってあるんですけど、これ、今現在、何組織あるんでしょうか。

○山口福祉保健課長　　今、実際活動されている団体は、3団体でございます。

○中村（文）委員　　3団体でこの30万というのは、1団体に30万じゃなくて、3団体で30万なんですか。

○山口福祉保健課長　　この団体数につきましては、当初、3万円掛ける10団体ということで30万円という予算組みをさせていただいたんですけども、様々な活動される方であったりとか使いたいけどという方の御意見聞いていると少し金額が

少ないということもありましたので、今回、6 団体に 5 万円という形で 30 万円という形を考えております。

○中村（文）委員 じゃ、これから、もし組織が増えたり減ったりしても、この 30 万という金額は、変わらないということによろしいのでしょうか。

○山口福祉保健課長 補助金ですので、予算の範囲内ということで募集をかせさせていただきます。なので、団体数が増えしてきた場合は、申し訳ないんですが予算の範囲内ということで、翌年度、またその団体数に応じて、団体数に見合った補助金を考えたいと思います。

○仲委員長 いいですか。

他に質疑。

○中村（レ）委員 109 ページのファミリーサポートセンターの上の放課後児童支援員などというのがあるんですけども、これ、26 万 4,000 円になっているんですけど、去年、これ、66 万ついていたと思うんですけど、これ、減った理由、教えていただけますか。

○世古福祉保健課参事 こちらの処遇改善事業補助金でございますが、支援員の人件費の約 3% 相当に対する補助金となっております。こちら、児童クラブ 2 か所ございまして、わんぱくクラブとくれよんという形なんですけど、そのうち、1 団体がこちらの補助事業を使わないということで、毎年、残ってきたものを今年も使わないということでしたので、予算計上の段階から減額させていただいた計上となっております。

○中村（レ）委員 分かりました。

それでは、111 ページの同じこどもの居場所なんですけれども、これについて教えてください。コミュニティーセンターでって書いてあるので、これは、九鬼、早田、輪内、各コミュニティーセンターで実施されるということでいいですか。

○世古福祉保健課参事 こちらですが、現在、今年と来年度と、古江町と早田町に小学生児童がおりません。ですので、基本的に想定としていますのは、賀田小学校の児童がスクールバスで各町に帰った以降で子供の居場所づくりということを想定しておりますので、現状、今、2 地区以外のコミュニティーセンターで子供たちが集まる機会があるところで実施する予定です。

○中村（レ）委員 コミュニティーセンターでなければいけない事業ですか、場所が。

○世古福祉保健課参事 基本的に、放課後、子供たちの行く場所がない、もしくは

は、家庭で子供たちが1人であるのが少し気になるといったところからスタートしていますので、基本的に、コミュニティーセンターと考えております。

○中村（レ）委員 コミュニティーセンター以外でも集まれる場所があったら、そこでもいいということですか。

これ、小川委員も言われたんですけれども、これを予算のここでやるというのは私もおかしいと思うんですよ。これ、委員会でこういう話は詰めていくべきものですが、なかったんで、今、どうしても、これ、子育てですので聞いておきたいので聞かせていただきます。

○世古福祉保健課参事 福祉保健課のほうで実施するものはコミュニティーセンターを想定しておりますが、仮に、地域の方で、週に1回、おおむね月に4回以上の活動を年間通じてやっていただけるグループ、団体等ができましたら、その場所は、コミュニティーセンターに限るものではございません。

○中村（レ）委員 この予算、それ、300万って言われたんかな、それが、手を挙げた数で割るということですか。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。

○中村（レ）委員 それでは、111ページの下の給食費支援事業補助金のところでお伺いしたいんですけれども、これも去年は1,016万かなが、これ、925万5,000円って下がっているんですけど、これはどうしてですか。

○世古福祉保健課参事 対象園児数の減少を基に算出したためでございます。

○中村（レ）委員 ほかの園児数の4億か何かは増えているのに、これが減っている理由は何ですか。

○世古福祉保健課参事 保育給付に係る分につきましては、国の定める公定価格、こちらに人件費等の増額分が含まれたため増額となっておりますが、こちら、給食費等につきましては本市からの補助金でございまして、児童園児数の数に応じた補助金額となっているためでございます。

○中村（レ）委員 何人減りましたか。

○世古福祉保健課参事 予算ベース、延べ人数で296名の減としています。

○中村（レ）委員 100……。

○世古福祉保健課参事 296名の減としております。

（「延べな」と呼ぶ者あり）

○世古福祉保健課参事 延べ人数において。

○仲委員長 延べな。

○中村（レ）委員　それを１２で割れということ。

それでは、１１１ページの一番下の食糧費１４８万３,０００円は何ですか。

○仲委員長　そんなのあったっけ。

○中村（レ）委員　いや、ごめん、１１３ページ。

○仲委員長　１１３ね。

○中村（レ）委員　ごめんなさい、目が見えていません。

○世古福祉保健課参事　こちらは、とちのもり保育園の園児に係るおやつ代とミルク代と牛乳費、お茶代等でございます。

○中村（レ）委員　全部。

○仲委員長　そう、おやつ、ミルク。

○中村（レ）委員　と離乳食、食事や全部。

○世古福祉保健課参事　こちらの食糧費につきましては、配食されるもの以外の牛乳ですとか、お茶ですとか、ミルクですとか、おやつといった部分の食糧費になります。

○中村（レ）委員　それでは、１１５ページのこの給食業務委託料について、５３０万６,０００円についてお尋ねしたいと思うんですけども、これが、これについて市長は、一般質問の答弁の中で、学校給食法が厳しくなって一緒に作ることはできないとおっしゃったんですけども、今、その根拠出してくださいって言ったら、それは教育のほうやから出えへんとおっしゃいましたので、それではお伺いしたいと思うんですけども、この保育所における食事の提供についてというのが平成２２年６月１日厚生労働省のほうから出ているんですけども、満３歳に満たない児童に対する食事の提供については、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り外部搬入を認めるって書かれているんですけども、尾鷲市は、この特区の申請をされていますか。

○世古福祉保健課参事　そちらにつきましては、あくまでも保育所の基準でございます。それ以降にできました小規模保育事業におきましては別基準がございまして、各条例において市町で定めるものとなっております。その条例の基準に基づいた配食を行うもので、特に特区は必要となっております。

○中村（レ）委員　その条例は、いつつくられるんですか。

○世古福祉保健課参事　既に制定されております。

○中村（レ）委員　これ、学校給食のほうで予算が立っていて、それ、この補正で減額５２０万して、今回、こっちのほうで５３０万６,０００円立てられている

んですけれども、これ、当初、私たちが聞いたのは、小学校で作れるということを前提として、これ、話が進んできたんですよ。それが、委員会で一度の説明もなく、今回予算で出てきているんですけれども、これ、小規模であろうが何やろうがね、小学校、これ、児童数、食事、給食 145 食出せるんやったかな、これ、十分出せるんですよ。これ、小学校の給食が始まったときの児童数が 148 人ということは、最低でも 150 食は出せる、これ、調理室を構えているんですけれども、今回、今、これ、児童数、両方合わせても、賀田小学校 23 人、保育園、これ、13 人ですか、両方合わせても 40 人に満たない、3 分の 1 にも満たないところでこれを外部に出す必要というのは実際には全くないと思うんですけれども、これをわざわざ。これ、何で、これを……。条例でつくっていたら構わへんって、今、おっしゃいましたけれども、これ、平成 22 年に厚労省がつくっている基準の中で、もし外部委託しても、それを持ってきて、ぬくめて提供できるちゃんとした施設を備えることって書いてあるんですよ。でも、この前、視察に行きましたけれども、トイレはあるけれども、子供たちに配膳するような独立したそういう配膳室、食事配膳室、なかったですよ。これはどこでされるんですか。食事配膳室なしに離乳食の提供をされる予定ですか。

○仲委員長 ちょっと待って。

委員会については、この件、2 月 14 日かな、14 日に 1 回、給食業務の委託について説明があって審議したということをお伝えします。

○中村（レ）委員 分かりました。

○世古福祉保健課参事 こちら、先ほど、人数の話がございましたが、そちら、我々も当初、その方向で現場と調整を行っていたところでございます。今回、最終的に調整がつかなかった部分につきましては、人数による理由ではございません。こちら、同じ料理であれば、委員おっしゃられるとおり、量が多くても十分に対応ができます。ただし、食べられない食材がある、特に乳児の方とかそういうことになると思うんですけれども、また、固さや軟らかさが異なる作業が必要となるとなりますと、学校給食の調理手順の中では工程を別に定める必要がある。工程が別に定めた場合に、細かな部分で行きますと、食材によって、肉や魚や卵といった部分、これ、調理の過程でドリップが生じて、ドリップから食中毒のリスクが高まるといったようなところがございまして、そういったところが、調理工程が増えると現在の調理場の環境では同じ空間の中での同時進行ができなくなると、そういったことで時間をずらした調理がどうしても必要になると。時間をずらしますと、今度、御

飯の提供の時間がお昼に間に合わない。一度調理したものは、調理器具、全て洗浄、消毒した後でないと調理できないというような事情がありまして、そういったところ、総合的に勘案して、どうしても対応し切れない、人数ではない部分で対応し切れないということで、配食をせざるを得ないという結論に至ったものでございます。

配膳につきましては、学校給食等も教室に持ち込んでからの配食という形になっておりますし、ほかの全国的な小規模保育園とか外部調理を行っている事例でも、そういった形での配膳室を特別に設けてという形ではなく、園室のほうで配膳を行っていることもございますので、そちらの対応を考えております。

○中村（レ）委員　平成１６年に学校の空き部屋を利用した保育園と一緒に併設されるときには給食併用可能やいうのが出ているんですよ。それは、もちろん離乳食やアレルギー、アトピーに対応せえって書いてあるんですけども、これ、小学校食でも、アレルギー、対応していますよね。ドリップが入るなんて、あり得ないでしょう。それが、この１３人ぐらいの人数の、これ、家庭のおうちで作ると全く同じようなもんなんですよ。

私、一般質問でも言わせていただいたんですけども、離乳食って、本当にその日の子供の顔見て作らなあかんのですよ。外部委託すると、３日ぐらい、１週間、もっと前に、もうメニュー決まってしまうんですよ。それが、すりおろしなのか、みじんにするのかというのは、もう決まってしまったもんしか来ないんですよ。その日に顔見て作ってくれる、そういうことができなくなるようなことをしてほしくないって、お母さんたちは切に思っているわけですよ。

賀田の小学校、中学校のいいところは、その地域の食材を地域の人が作って、すごいいい環境で給食が行われているという伝統を、画一的なよそから持ってきた離乳食を食べさせられるところに入れやなあかんというお母さんらは非常に危機感を持って、きっと、これ、今日、全部の人が聞いていると思うんですけども、とってもそれを気にされています。私たち議会として、きちっと、この尾鷲市立の保育園ができることを非常に喜ばしいと思っているんですけども、こういう形で食育が外部委託されてしまうということは、とってもこの予算、認めるわけにいかないと思うんですよ。これ、子供を持っているお母さんやったら、全員そう思うと思います。顔見て作ってほしい。外部委託してほしくない。それを私は、その保育園に通われる全部のお母さんたちが、尾鷲の保育園は保育園で作っているわけでしょう。どうして、賀田の子供たちだけが、よそから持ってきたもの食べやなあかんのですか。それは、どういうことを原因としてそういうことをされるのかというのは全く

納得行かないので、もう、これ、強く反対させていただきます。

○世古福祉保健課参事 認可保育園における基本的に食事の提供なんですけれども、どちらも基本的に同じだと思うんですけれども、事前に保育園を管轄する栄養士が、園からの情報、各子供の情報等を聞き取った上で前もって献立を作成いたしまして、献立と調理過程を指示を作成いたしまして、そちらを保護者にも伝えさせてもらった上で各園で調理を行っている状況でございます。ですので、例えば、当日に急にメニューが変わるということは、基本的にはございません。

ただし、体調不良等の部分が、ある程度、現場でどうしてもということであれば、若干の軟らかさ、あるいは、食材の大きさといった部分の調整はあろうかと思えます。

ちなみに、とちのもり保育園につきましては、当然、配食の際に、特に乳児の方の食事というのは、どちらかというと軟らかめのものが中心となっております。取り分けの際に一部ほぐしたりですとか潰したりですとかそういった応急対応必要な場合は、そういったことも対応が可能かと考えております。

また、何か本当に園児の状況が変わったということで、翌日以降その状況を判断させなければならない場合は、委託業者のほうまで話が通れば、翌日以降のその対応はできる方向で調整を進めておるところです。

○中村（レ）委員 子供の体調は翌日じゃないんですよ、当日なんです。ですから、その部分について、今の答弁を聞いたお母さんたちがどう思われるかというのを全く勘案されていませんよね。

○世古福祉保健課参事 子供たちの様子につきましては、毎日園のほうで観察をしておりますし、毎日引取りの際に保護者の方たちともやり取りをしております。その中で、体調不良等の部分、調子の悪い部分についても十分な聞き取りはさせていただいております。

ただし、当日、本当にどうしても心配なことがあれば、当然、嘱託医であったり保護者に連絡をして、場合によっては、もう御自宅に戻っていただくというような判断もあろうかとは思います。

○中村（レ）委員 この配食の車は、学校給食と同じように保冷で持ってこられるということでしょうか。

○世古福祉保健課参事 配食につきましては配食の基準がございまして、温度管理、一定の温度の中での温度が維持できる食缶等での配送となっております。

○中村（レ）委員 まさか、普通乗用車にクーラーボックスの中に入れて持って

くるということはないですね。

○世古福祉保健課参事 しっかりと温度管理ができる食缶に入れた上で、衛生管理が整えられる状況で運んでいただくことになります。

○中村（レ）委員 ということは、クーラーボックスに突っ込んで持ってくるという可能性があるということを、今、言われたということですよね。

○仲委員長 はっきり答えて。

○世古福祉保健課参事 その可能性があるというわけではありません。

○仲委員長 可能性は、ないな。

○世古福祉保健課参事 はい。

○仲委員長 もうはっきり言うてもらわな、こういうのは。

他に。

○岩澤委員 すみません、ほかの委員さんがちょっと質問した部分とかぶる部分があるかもしれないんですけど教えてください。予算書 1 1 1 ページの生活支援強化事業の補助金の部分に関してなんですけれども、先ほど、説明の中でこの予算書の中の需用費の部分で備品購入費の部分と言ったと思うんですけども、これは、各コミュニティーセンターで買う備品 1 5 0 万と言っていたんですたっけ。それ、ちょっと教えてください。

○仲委員長 ちょっとしばらく、1 2 時、時報待ちです。

（休憩 午前 1 1 時 5 9 分）

（再開 午後 0 時 0 0 分）

○仲委員長 再開いたします。

○世古福祉保健課参事 委員おっしゃる備品の部分につきましては、この予算科目の中で行きますと、中ほどの尾鷲市地域こどもの生活支援強化事業補助金 8 3 7 万円中のうちの 1 5 0 万円のことかと思われますが、こちら、補助金申請する団体のほうで必要な備品等の予算枠として 1 5 0 万円を確保しているものです。

○岩澤委員 補助金の申請に対する備品の 1 5 0 万ということでしょうか。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。

○岩澤委員 ありがとうございます。

このこどもの居場所づくり事業なんですけれども、場所が早田、九鬼、輪内で何か所かあるんですけど、例えば、もう学校の帰りに、三木浦に住んでいる方が三木里のコミュニティーセンターに寄るってなった場合とか、そういう 1 か所に集まっ

てここで学習するとかそういうパターンというのは、ありなんですか。

○世古福祉保健課参事　こちらの事業の中では子供の移送に係る部分の手当てができませんので、仮に保護者の方が連れて来ていただくということであれば、どちらのコミュニティーセンターで集まっても、それは対応はできるものでございます。

○岩澤委員　こどもの居場所づくり事業ということで、すごい来年度から子供たちが楽しめると思うんですけれども、先ほどの放課後のわんぱくの配食のような、長期の休みのときにこの輪内方面の子供たちの配食というのは、今後、計画とかはあるんでしょうか。

○世古福祉保健課参事　配食につきましては、あくまでも放課後児童クラブ利用者の方、自宅に保護者がいなくて放課後児童クラブに子供を預ける必要がある方のみを対象としておりますので、それ以外の方は想定しておりません。

○岩澤委員　この水曜日のみということなんですけれども、毎回、講師だったりセンターの職員以外の方を必ず水曜日に呼んで何かをするということでしょうか。

○世古福祉保健課参事　こちらは、基本的に、子供たちが集まって自由に遊んでいただくということを基本としていますので、毎回何か仕掛けを行うというわけではございません。理想的には本当に子供たちが自分たちで好きに遊んでいるところを大人が緩く見守っている。子供たちにとっては、大人がいるとうれしいという方もあれば、大人がいないほうがいいというお子さんたちもいるので、その辺りの運用は現場の状況に合わせた対応になろうかと思いますが、基本的には見守り要因を子供が集まる中に配置していくという方向で考えております。

○岩澤委員　その見守りボランティアの方なんですけれども、これは、もう既にボランティア団体があるということでしょうか。

○世古福祉保健課参事　基本的に、ファミリーサポートセンター事業の援助会員の講習を受けた方等を、現状のところ、想定しております。今後、また、そういった地域の方で協力いただけるような方があれば、そういった方の協力も得たいと考えております。

○岩澤委員　すごくいい機会だと思うんです。中村文子委員の一般質問でもあったように、老人の方と子供たちが一緒に同じ空間で御年配の方と同じ空間で一緒にいれるという機会だと思うので、その見守りボランティア以外でも、例えば、老人会だったりとか、そういう歴史的、文化的な部分を伝える機会だったりとかといういい機会になるんじゃないかなと思うんですけれども、その見守りボランティアの

その講習を受けた人のみというふうにしてしまう理由としては、どうなのでしょう
か。

○世古福祉保健課参事 明確にそれを受けた方以外でないというところではない
んですけども、やはり、お子さんを見守っていただく方なので、何らかの形でそ
ういった意識を持っていた方をと考えております。

○岩澤委員 もし今後、今、輪内保育園の運動会に自分のお孫さんとかいない方
でも、やっぱり運動会って見に来るって聞いたことあるので、そういう機会が増え
ればいいなと思うので、今後よろしくお願いします。

○仲委員長 見守りボランティアって言われたで、これ、無報酬ですね。

○世古福祉保健課参事 すみません、報酬のほうは、1時間1,000円程度の有
償ボランティアの形で考えております。

○仲委員長 有償やな、有償ボランティアですね。そこら、はっきりしてもらわ
んといと。

○世古福祉保健課参事 有償ボランティアを考えておりますが、もし報酬受取り
固辞される方が出てきた場合につきましては、そういった方も御賛同いただける方
であれば御協力いただければという思いはあります。

○仲委員長 もっと言うと、コミュニティーセンターというのは、本来、子供と
か老人、お年寄りとか、居場所なんでしょう。それを今まで実際はどのようにやっ
てきたかは別にして、教育委員会との生涯学習課との連携というのは、どう考えて
おるんですか。

○世古福祉保健課参事 コミュニティーセンターのソフト事業等の活用の部分で
ございますが、現実、事業は市民サービス課のほうで講座等行っておりますが、
生涯学習課のほうでも、特に、輪内地区を対象としたいいきいき尾鷲っ子等をやるよ
うな場合に、コミュニティーセンターを使った講座等も実施する場合がございます。
そちらが休日の場合が多いものですから、平日の場合は、なかなかそういった連携
は、子供の事業としての連携は、現実に行っていないところでございます。

○仲委員長 ちょっと最後に。今、コミュニティーセンターは4時までですね。
そうすると、5時までするということは、センターの方も5時までいていただくか、
もしくは、見守りボランティアだけがそこのあれも見ていく。そこら辺、どうなん
ですか。そこら、はっきりしてください。

○世古福祉保健課参事 実は、今年度から、この5時までの開館の部分は、市民
サービス課さんの協力をいただいて、5時まで開館させていただいております。

○仲委員長　　そうなの。

○世古福祉保健課参事　　はい。輪内地区において試行的にやらせていただいております。

そこで、次年度以降もボランティアの方が来れない場合もございますので、コミュニティセンターの職員さんのほうには、５時まで、今年度のとおりに住んでいただくということになります。

○仲委員長　　分かりました。

他に質疑。

○中村（レ）委員　　こどもの居場所づくりについてなんですけれども、これ、いつから募集して、いつまでで、いつ実施やったですか。１１１ページのこどもの居場所づくり。

○仲委員長　　今年度事業での話。

○中村（レ）委員　　違う。いつ募集で、いつから実施ですか。

○世古福祉保健課参事　　委員お尋ねの分は、補助事業に係る部分という理解でよろしいでしょうか。

○中村（レ）委員　　はい。

○世古福祉保健課参事　　そちら、新年度から始まる事業ですので、４月の上旬から中頃にかけて事業の募集を行います。採択された場合は、４月から３月までの事業を対象と考えております。

以上です。

○仲委員長　　え……。

○中村（レ）委員　　うん……。

○世古福祉保健課参事　　４月から３月までの１年間を事業の期間として対象と考えております。

○仲委員長　　中村レイ委員、いいですか。

○中村（レ）委員　　これ、ということは、もう４月１日ぐらいから募集して、１週間ぐらいで決めて、それで４月から３月まで事業さすという、そんなむちゃくちゃな事業なんですか。誰が……。

○仲委員長　　参事、これ、国の補助事業ですね。

○世古福祉保健課参事　　はい。

○仲委員長　　ということは、国の尾鷲市が補助申請して採択されないと、ゴーサイン、出ます。

○世古福祉保健課参事　こちらの事業につきましては、補助金については国の補助金を当然充てるものですが、補助金自体は、市の予算の中での執行となります。

○仲委員長　いや、違うですね。採択されていないのを先に事前着工したら、補助金つきませんよ。きちっとやってください。この事業、新規やで。

○世古福祉保健課参事　当該補助金に関してなんですけれども、事業の成立時点から、昨年度から募集が始まったんですが、年度途中で申請を受け付けて、4月1日まで遡る国の補助金ということで制度ができております。今年度も国の状況が、今、予算状況はこういう状況ですから、同じような形になるものと聞いて、採択を受けています。

○仲委員長　それは、採択を受ける時期は、いつと思っておるんですか。

○世古福祉保健課参事　昨年度と同じ状況ですと、1度目の申請が7月頃で、2度目が秋を過ぎてからの申請で受け付けておったような状況でございます。

○仲委員長　いや、今年度の採択はと言ったの、今年度の事業の。

（「今年度分」と呼ぶ者あり）

○世古福祉保健課参事　今年度も同様に、国のほうでは恐らく7月ぐらいまでに一度申請があって、採択を受けて、4月まで遡って採択されるものと考えております。

○南委員　でも、言いたくないけれども、さっきにから弁解ばかりしよるみたいな感じでしか答弁が取れない、はっきり言うて。これなんかも、国庫補助の事業ですわ。予算配分、書いておるでしょう、はっきり。こんなの、年度内に採択されないようなもの、なぜ上げてくるの、1回も委員会にも説明もなしに。ちょっとおかしいよ、これ、市長、これ、幾ら言うても。こういうことが多い。言いたくはなかったけれども。そういった姿勢、どう考えておられますか。全く委員会の説明もなしに採択されないような事業を上げてきてですよ、これ、とんでもない話ですよ、これ。話にならないが、こんなことやったら。

○仲委員長　答弁。

○加藤市長　一応、私自身の方針としましては、やはり子ども・子育てについては、精神的な、あるいは、経済的な、要するに、悩みを抱える保護者の方々に、いかにしてそれを解消するかというようなことでいろいろやってきたんですが。

今度の、この前もあれで申し上げましたが、今後は、やっぱり居場所づくりということをきちんと視点に入れながら、子供の安全安心をまず担保しながら、そこで穏やかに過ごしてもらおうというような話の中で。

例えば、まず、さっきの輪内地区の話につきましては、輪内からの要望が多いと、要するに、子供の居場所ということで。何とか学校の帰りで近くで過ごせないかという、そういう話はあったんですね。違いますか。だから、そういうその輪内のほうにも、私の認識は、輪内のほうにも、そういうのをやってくれと。

それで、議長のおっしゃっている今回の新たなこどもの居場所づくりの事業については、先ほども参事が言っておりますとおり、議会にこの内容についてはお話しはしておりません。正直言って、これ、居場所づくりの一環として予算計上させていただいたと。金額的に、要するに、たとえ7割出るとしても金額的に850万というような大きなあれですので、これは、きちんと今後は委員会のほうにかけさせていただきたい、このように思っております。

○南委員　市長の言われる子供の居場所づくりというのは、もう十分、僕も理解しておるし、これからも、どんどん子育て支援は、もうやっていかないかんということなんですけれども、現実的に、僕のところの孫の話じゃないんですけど、古江でおって、やっぱり以前からコミュニティーを利用しよったんですわ、ずっと、コミュニティーを。もう、だから、あえて居場所づくりじゃなしに、賀田は賀田でも、コミュニティーを子供らが居場所づくりで、ずっと以前からやっております。もうあえて国庫補助でこういったあれをつけて、1週間に1回ですか、やっていただくということは、全く僕、反対するつもりはありませんし、これからも、こういった子供の居場所づくりは、どんどん環境のええ形でしてほしいんですけれども、いかにせん幾ら言うても、ちょっと行政手続はなっていません、これ、はっきり言うて。

○仲委員長　中村レイ委員、ちょっと最後にしてください。もう昼になってきた。

○中村（レ）委員　分かりました。最後です。

これ、市長、骨格予算、骨格予算と言って、これ、完全に肉付け予算なんですよ。国庫が7月に募集するのを4月に遡って、委員会にもかけずに予算つけて、800万。これ、誰でも、子供持っているお母さん、うれしいかもしれません。そうやけど、実際には、これ、手続上、間違っているし、市長の選挙対策でしかないって思われても仕方がないんですよ。これ、とってもひどい予算です。これ、骨格じゃなくて肉付け予算というんです、こんなのを。

○仲委員長　市長、最後にしてください。

○加藤市長　選挙対策って、選挙対策とか何とかというような、初めから、ずっと、子供の子ども・子育てということについては、8年間ずっとやってきた。今回は、要するに、子供の居場所というものについて、どういうふうな場所と、その機

能をどうやってきちんとつくり上げていきながら、子供たちが、さっき言いましたように、その時間内には、きちんとやっぱり安全安心に過ごしていただけるようなそういう場をきちんとつくりたいというようなものですね、延長線のものであると私は思っております。

ただ、今回のこの御指摘の話については、私の認識では、一応こういう事業をやることによって、何か昨年度ですか、この新たな事業ができたので、要するに、補助金のできたので、これをきちんと令和7年度にスタートしたいという、そういう申出があって、それを予算計上させていただいたというような話なんです。経緯はね。

○仲委員長 ちょっと待ってください。

もう昼、来ていますもので、質疑を切るわけじゃないんですけど、議案31号もありますので、昼食のため休憩します。

（「今の関連で、最後、ちょっと一つだけ言わせてほしい」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 それ言うておると、またなるもんで。

（「違う、違う、考えておいてもらえやええもんで」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 どうぞ。

○濱中副委員長 恐らく、行政手続って、国の補助金があるもので、その国とのやり取りの月のことであつたりとか思うんやけど、市長、これまで市長が居場所づくり、ずっと言うてきたのは認識しておりますので、国が、もし、これ、採択されなんだりとか国の基準に合わなんだとき、市単でもやるぐらいの話、したらどうですか。

○仲委員長 いや、それは、ちょっと（聴取不能）やで。今の予算と関係ないであかんで、それは。それは、あかん。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 一緒じゃない。あかんって、それは。

（「今年のこの7月からの予算やでね」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 それは、ちょっと逸脱しています。

暫時休憩します。

（休憩 午後 0時17分）

（再開 午後 1時22分）

○仲委員長 よろしいですか。福祉保健課、再開をいたします。

まず、最初に、言うた補助申請及び事前着工で問題はないかという点について、きちっとした判断をしていただいたと思うんですけど、御発言を願います。

○山口福祉保健課長　すみませんでした。先ほどの補助金の流れとかその辺の考え方について、ちょっと御説明させていただきたいと思います。

これ、昨年から始まった事業ではあるんですけども、国のほうは4月、5月に募集をして、7月ぐらいに内示を出すというような流れが一つございます。

今回、先ほど参事のほうからも4月に受付を締め切るような話があったんですけども、期間的に短いということもあるので連休明けぐらいまで延ばして、5月着工ぐらいで行きたいなと考えています。

県に確認すると、その7月に国が内示出したとしても、4月まで遡って事業としては見ますので、これは事前着工に当たらないと。正式な通知は来ていないですが、恐らく国は今年度も同じような通知を出すというところの確認は取れましたので、事前着工については、その形で行きたいと思います。

あと、補助金についてですけども、さっき言ったように昨年は三重県下では全て補助申請通ったという話もありましたので、我々としては、もう補助金を取りに行くということで事業としては進めていきたいと考えております。

以上です。

○仲委員長　分かりました。

引き続き質疑ありましたら、御発言を願います。

○中村（レ）委員　これ、今、お昼休みに旧町内の方から電話いただいて、それでちょっと質問させていただきたいんですけども、これ、何で九鬼、早田、輪内なのって言われて、旧町内でもコミュニティーセンターで子供事業をちゃんとしているところがあるそうで、私、旧町内のこと、よう分かってへんんですけど、これを九鬼、早田、輪内に限定した理由は何ですか。

○加藤市長　この話は、たしか令和4年ぐらいから、やはり輪内のほうで学校が早く終わったときに子供の居場所がないと。コミュニティーセンターについても、今までは4時までしか行っていなかった、4時になったら閉館していたと。そうしたら、子供たちは、毎週水曜日になると短時間授業ですので、食事してすると、大体2時過ぎぐらいにそれぞれの地域に帰ってくるんですが、そのときのやっぱり居場所が欲しいと。でも、居場所が欲しくても、4時では、そんな遊ぶ時間もないわね、みんなが集まってあれする時間ないわねというような話から、まず、発端はこうなんです。

それで、今年度、令和6年度から、市民サービスの時間を4時から5時までに延長させて、そこで試験的に輪内地区の、要は、賀田小学校に通っているお子さん方がそれぞれの、自分が三木浦なら三木浦、三木里だ、そこに帰ってバスで帰ってきて、そのときの居場所をコミュニティーセンターで利用しましょうと。時間も5時までだったら十分あれだなというようなことでスタートした。

それで、今回は、そういうこともある程度なじんできたので、さらに充実した形でコミュニティーセンターで子供たちの居場所づくりを充実した形でやりたいと、こういう思いの中で予算づけさせていただいたということでございます。

○中村（レ）委員　学校から帰ってきて居場所が欲しいのは、別に、賀田小の子供ばかりじゃないですよ。それで、それが別に向井やろうが、矢浜やろうが、北浦って、どこか分からないですけど、小学校から離れているところの場所もあるわけでしょう。要望を聞いてこれをやろうとしたって、そこが問題なんですよ。

市長、私が一般質問で、これ、骨格予算じゃないやんって言うたら、市長は、債務負担行為以外せえへんって明言されましたよ。でも、これ、債務負担行為の事業ですか。この地域の要望だけ聞いてここに付けるというのは、公平性の話からいうて、やっぱりおかしいですよ。やっぱり、旧町内でも一生懸命やっているコミュニティーセンターに対して、この予算が使えるように、それで、コミュニティーセンターないところは募集して一般のどこかお寺でも何でもいいけど、そこでこれをするという事業を、今、言われたみたいに連休明けまで時間をかけてちゃんと公募をして、夏休みに向けてこれをやっていくというようなシステムにやっぱりすべきですよ。何か、これ、早急に決め過ぎやし、内容もおかしいし、これ、本当に練っていない。こんなところでこんな時間かけること自体が、もうそもそもおかしいと思うんですよ。私以外にも、きっとほかの方も……。私、あまり、今、現の子育てしていないので、違う方の意見もちょっと聞いてほしいと思いますので。

○世古福祉保健課参事　すみません、輪内地区のコミュニティーセンターの部分につきましては、もともと旧町内には、わんぱくクラブ及びくれよん、放課後児童クラブが存在して、そういった方を受け入れてほしいというニーズが受け止められる環境でございます。また、中央公民館、図書館におきましても、夕方5時までは少なくとも開館されております。ただし、輪内地区においては、これら放課後児童クラブが成立しないので子供が預かっていただける場所がないというところと、公共機関も4時に閉まっておりますので夕方までの過ごす安心安全で過ごせる場所が欲しいという要望がもう数年前からずっと続いておりまして、そういった部分に対

する取組が市として課題の一つとなっております。その部分に関して、コミュニティーセンターを活用して、スクールバスで地元に戻った子供たちが居られる居場所をつくるという趣旨のものでございます。

○仲委員長 よろしいですか。

○世古福祉保健課参事 まず、補足でございますが、水曜日のみとさせていただいたのは、ほかの曜日が大体6限まで授業を行って、町に戻りますと、おおむねもう4時半前後に町に着くという状況で、そういう状況ですと、もう御自宅で居ていただくほうがいいのかなと。ただし、水曜日につきましては、おおむね2時半から3時ぐらいまでの間に町にお子さんたちが着きますので、そこから2時間程度時間ができるということで、水曜日のコミュニティーセンターの開館延長を考えたものでございます。

○岩澤委員 コミュニティーセンターという場所は、今の話からすると、子供たちがふだんから遊びにいてもいい場所ではないということですかね。開放はされていないということでしょうか。

○世古福祉保健課参事 貸館で使う部屋以外は、自由に出入りいただいても結構です。特に図書館等、自由に御活用いただけます。通常、閉館が16時、4時となっている状況です。

○岩澤委員 質問の内容、変わります。いいですか。

○仲委員長 どうぞ。

○岩澤委員 予算書の97ページなんですけれども、一番下から2番目の民生委員児童委員協議会補助金があるんですけれども、現在、民生委員が欠員している箇所が何か所かあると思います。この民生委員児童委員は3年ごとに改選するというふうに書かれていたんですけれども、次の改選は、いつになるのでしょうか。

○山口福祉保健課長 今年の12月になります。

○岩澤委員 その12月に向けて、欠員している場所、野地町、林町、瀬木山町、古戸野町って、結構な場所が欠員されているんですけれども、そこに関して募集をしていくというような形を取っているのでしょうか。

○下村副市長 私、推薦委員会の委員しておりますので、民生委員さんの成り手不足というのは今に始まったわけではないんですけど、年齢を上げたりしておるんですけどなかなか成り手がいないということで、現在も、いわゆる民生委員のいない地区については、新たな推薦者があった場合は随時推薦委員会を開催させていただいて穴埋めをしていくというような形を取っておるんですが、なかなかその担当

地区の隣とかそういうところまで世話をいただいておりますというのが現状で、推薦委員会は、新しい委員候補がおれば、随時開催させていただいております。

○岩澤委員 民生委員になるのは、何か講習を受けないといけないとか、そういうハードルだったり、あるんでしょうか。

○山口福祉保健課長 特に講習受けて資格があつてとかという方ではなくて、実際になられた方がそういった講習を受けるということはありませんけれども、なるまでの間に何か要るということではございません。

○岩澤委員 自治会だったり自主防災会だって、この成り手不足というのはすごいあると思うんですけれども、民生委員の相談だったりとか、各地区2人だったりしているところは1人欠員だったりとかあると思うんですけれども、その町自体に1人もいないというところも幾つかあったので、今年の12月のときに、何か広報おわせだったりとかそういう部分で、募集だったりとか、もっとどういうことをやっているのかとかという特集ページを作ったりだとか、何か対策できないのかなというふうには思います。

○山口福祉保健課長 民生委員の方は、広く募集するというよりは、なかなか守秘義務等もある役割を持っていますので、多くは自治会長さんから推薦いただくんですけれども、そのために審査委員会というのがあって、この方は民生委員に適しているのかどうかという判断をさせていただいておりますので、一般的な公募というのは、ちょっとやっていないような状況ではございます。

○仲委員長 いいですか。

他に質疑ございますか。

○濱中副委員長 111ページのファミリーサポートなんですけれども、これは、サポートしてくれる人が子供の面倒を見てくれる事業やと思うんですけれども、その保護者の負担を減らすという意味においては、この中へ家事支援というものは考えられんのかというのをちょっと教えてほしいんですけど。

○世古福祉保健課参事 こちら、ファミリーサポートセンター事業につきましては、副委員長おっしゃったとおり子供への支援ということでの事業の作りとなっております。ですので、この事業の中に直接家事支援を含むということは、補助金等の関係もあって、それは直接的には対応できないものと考えておりますが、そういった家事負担の部分を軽減できる措置というのが課題の一つではありますので、今後、何かしらそういった対応ができないか、また考えてまいりたいとは思っております。

○濱中副委員長　これは、恐らく市長にお願いすることかなと思うんですけども、一般質問で本当に子育て移住なんかを考える場合の話が出ておりましたけれども、やはり幼い子供を連れて来ていただくのがすごくありがたいような状況の中で、本当に赤ちゃんのときは自分が抱えておって育てたい、そのときにお茶碗一つ洗ってくれる手があればうれしいのにとというのは、子育てした方は、みんな思うことやと思うんですね。そういったところへ、いろんな自治体がもう既に始まっておりまして、家事支援、いわゆる介護保険のホームヘルパーのような形ですけども、それが、子育て支援の中で、そういう家事ヘルパーさんという方が結構重要な役割をしてくれている、それをすごく喜ばれて、お母さんたちが支援を受けているという事例がいろんな自治体で出てきているんです。それで、ファミリーサポートが、国、県の規定の中で無理なんやったら、本当に独自支援としてでも家事サポートの考え方をどこか子育て支援に入れられないかなと思って、入れるのならこのファミリーサポートなのかなと思ったんですけども、そういった考え方は、ないでしょうか。

○加藤市長　僕自身は、子ども・子育てについては、一応一定限のことはずっとやってきたつもりでいるんですよ。でも、しかし、ほかにもやっぱりソフト面でやっておくことによって、それで、要するに、子育ての方々へ対する支援になるというものについては、まず、これを受け止めて、それを前向きに検討するというのが僕の考え方なんです。ですから、いろんなサポートの仕方というのはありますし、それをいろいろ検討しながら新たなものへスタートしていくというような考え方はずっと持っておりますので、これは、まず、この家事サポートというのか家事ヘルパーというのか、この辺のところは、自分自身でちょっと認識しながら考えてみたいと思っております。

○濱中副委員長　こういったホームヘルプに関しては、介護でも育児でもそうなんですけれども、初めの頃って、他人さんをおうちに入れることにちゅうちょするような時期もあるとも聞いております。なので、例えば、母子手帳なんか交付のときに、アンケート、聞き取りなんかを積極的にやっていただいて、こういった支援があるとありがたいのかというのは、その時代その時代で子育ての形態も変わってきます、私たちの想像力ももう及ばんところに来ておりますので、ぜひそういった聞き取りなんかを、その業務の中で積極的にやっていただければと思います。

尾鷲の子育て支援は、きちんとある程度評価できるもんやと思うけれども、市長は評価してもらえなくて残念と一般質問で答えておりましたけれども、恐らく伝わっていないのかなという気がします。もうちょっと積極的な宣伝というか広報活動

も含めて、そういった聞き取りの中で、欲しい物を言われたものがなくなってくるとやってくれておる感も上がるので、そういった市民の声を聞く場面というのは増やしていただきたいなと思うので、ぜひ。今までもやっておられるのは十分認識した上で、さらにお願ひしたいと思ひますけれども。

○加藤市長 おっしゃるように、この前、小川委員から質問のあった、それに対するアンケート調査で70%の方が御不満であると、私は残念ですということは言ったんですけども。結局、我々でもそうなんですよね。やっぱりもっともっと子育て支援、これに対するこの幅の広いどういうものなのかということ、逐一逐一考えていかなきゃならないな。画一的なものであつては駄目だと思つておりますので、その辺のところは、十分心得ながら進めていきたいと思つております。ありがとうございます。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○小川委員 参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、119ページの扶助費のところ、148世帯、158人って伺ったと思うんですけど、これは、医療費保護だけ受けている方というのも含まれているんですかね。

○山口福祉保健課長 おっしゃるとおり含まれております。

○小川委員 医療費保護だけの方というのは、人数、伺ってもいいですか。

○山口福祉保健課長 1桁であるというぐらいだということです。

○小川委員 分かりました。いいです。

○仲委員長 いいですか。

○小川委員 はい。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしといたします。

次に、議案第31号、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第31号、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてにつきまして、担当参事より説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、議案第31号、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてにつきまして説明いたします。

第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（案）を御覧ください。通知いたします。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定される事業計画で、併せて、本市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画と位置づけております。計画期間は5年間であり、現在の第2期計画が令和6年度末で終了するため、令和7年度から11年度までを対象に定めるものです。

計画の前段においては、計画の位置づけや統計情報の掲載、アンケート調査結果と課題分析を行うとともに、本計画の目指すべき姿を「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」と定め、大きく二つのテーマ、「子育てしやすいまちづくり」と「こどもの未来を育むまちづくり」の下で具体的な六つの目標、「妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の実施」、「就学前の教育及び保育の確保・充実」、「こどもの居場所づくりの推進」、「子育て家庭への支援体制の充実」、「次代のおおわせを担う人づくり」、「こどもを守る地域づくり」を掲げ、施策を体系化しております。これらの目標を達成するため展開する施策については、本計画の後半部分でそれぞれ現状と課題を整理し、方向性を明記しております。

また、計画の最後には、「資料編」として、計画策定に携わった尾鷲市子ども・子育て会議に関する条例、委員名簿、計画策定経緯等の資料のほか、近年の本市の子ども・子育て支援に係る取組等の動向、用語解説などを掲載しております。

なお、内容につきましては、先日委員会でお示しさせていただいた最終（案）と特段変更はございません。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上が議案第31号の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 議案第31号の第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について、説明は以上のとおりであります。

質疑ございますか。

○小川委員 この前、ちょっと聞き忘れたんですけど、これまでの子ども・子育て支援事業計画、それで、こども家庭庁ができてからどういう点が変わったのかというのを、ちょっとお聞きしていなかったような気がするんですけど。

○世古福祉保健課参事 今回の計画につきましては、こども家庭庁ができたことから、尾鷲市版のこどもまんなか社会の実現を目指すテーマとしまして、従来の「子育てしやすいまちづくり」から、「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」とさせていただきまして、従来の取組に加えまして、子供を中心とした「こどもの未来を育むまちづくり」というテーマを導入いたしまして計画のほうをつく

らせていただいたものでございます。

○小川委員 37ページぐらいのところかなと思うんですけど、それと、こどもまんなか社会ってよく言われますけど、子供の人権、意見の尊重が重視されていると思うんですけど、その点は、どの辺に載っているのかなと思ひまして。

○世古福祉保健課参事 そちらにつきましては、計画の66ページ以降、こちらに、「こどもを守る地域づくり」の中において、「こどもの人権尊重と児童虐待の防止」でありますとか「こどもの安全と安心の確保」といったところで定めております。

○小川委員 いいです。

○仲委員長 いいですか。

○小川委員 はい。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○中村（レ）委員 この9ページの児童数のこの令和6年でゼロから2歳児まで、今、157人在籍ですか。

○世古福祉保健課参事 こちらの情報につきましては、住民基本台帳上の4月1日時点の数字となっております。

○中村（レ）委員 ゼロ歳から1歳と、1歳から2歳の内訳を教えてくださいませんか。

○世古福祉保健課参事 こちらにつきましては、ゼロ歳児が46、1歳児が53、2歳児が58となっております。

○仲委員長 以上ですか。いいですか。

○中村（レ）委員 はい。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で福祉保健課を終了いたします。御苦労さまでした。

次、環境、準備、お願いします。

それでは、環境の審査を始めます。

まず、初めに、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について説明をお願いいたします。

○平山環境課長 環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議

決についてのうち、環境課所管の予算について、補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書の１８、１９ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金９３万１,０００円の減額は浄化槽設置整備事業補助金の減額で、当初の合併浄化槽設置見込み数３７基に対しまして実績が３０基となることから、その財源となる国の補助金を減額するものでございます。

次に、１５款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金１７１万４,０００円の減額は、２節環境衛生費補助金の減額であります。

浄化槽設置整備事業補助金６４万３,０００円の減額は、国庫補助金と同様に、当初の合併浄化槽設置見込数に対しまして実績が下回ったことから、県の補助金についても減額するものです。

次の太陽光発電設備等設置費補助金１０７万１,０００円の減額は、本年度から開始いたしました太陽光発電設備等設置費補助金におきまして、当初３件を見込んでいた設置数が１件となったことから、その財源となる県の補助金を減額するものでございます。

歳入についての説明は以上になります。

続きまして、補正予算書３６、３７ページを御覧ください。

歳出であります。

歳出につきましては、いずれも年度内の最終所要見込額を精査いたしまして予算の減額を行うものであります。

まず、４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥収集費６２８万円の減額は、１２節委託料の減額で、ごみ収集費の指定ごみ袋製造運搬業務委託料の入札差金を減額するものであります。

次に、３目塵芥処理施設費は、２,４６３万６,０００円の減額であります。

１０節需用費９７万１,０００円の減額は、ごみ処理費の需用費の減額で、清掃工場で使用するばい煙処理の薬剤の使用料が見込みを下回ったことによるものです。

次の１２節の委託料１,０９４万３,０００円の減額につきましては、ごみ処理費の委託料６１７万９,０００円の減額と、その下、資源ごみ処理費の委託料４７６万４,０００円の減額であります。

事業ごとの委託料の減額の内訳といたしましては、ごみ処理費のほうで委託料６

１７万９，０００円の減額は、焼却残渣運搬業務委託料２４８万６，０００円の減額につきましては、焼却残渣の運搬数量が見込みを下回ったことなどによるもの、清掃工場施設点検業務委託料２２８万５，０００円の減額及び一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工監理業務委託料１４０万８，０００円の減額につきましては、それぞれ入札差金を減額するものであります。

資源ごみ処理費の委託料４７６万４，０００円の減額につきましては、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料１５８万４，０００円の減額から、陶磁器類、資源プラスチック類、衣類、一番下の使用済み乾電池等運搬処理業務委託料３１万６，０００円の減額で、資源ごみ処理に係る各種業務委託料が当初見込みを下回ったため、それぞれ減額するものであります。

次の１４節工事請負費６５２万１，０００円の減額につきましては、ごみ処理費の工事請負費の減額でございます。今年度施工いたしました灰バンカー本体等の補修工事と集塵ダストコンベヤ２か所の更新工事に係る尾鷲市清掃工場補修工事、それと、尾鷲市清掃工場２号バグフィルタ補修及びろ布交換工事の２本がございまして、その工事請負費に係る入札差金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、１８節負担金、補助及び交付金６１３万６，０００円の減額は、広域ごみ処理施設整備事業に係る負担金の減額で、東紀州環境施設組合負担金の算定基礎となっております組合予算におきまして、東紀州広域ごみ処理施設整備事業の設計施工管理業務委託の入札差金の減額や、同組合の整備事業の監督支援業務委託等の仕様変更に伴う減額がございました。

また、尾鷲市野球場解体工事費の負担金に係る入札差金の減額などに伴いまして５市町の負担金が減額となったことから、当該負担金を減額するものでございます。

次の２６節公課費６万５，０００円の減額は、ごみ処理費の公課費、清掃工場汚染負荷量賦課金の減額であります。

次に、補正予算書の３６、３７の下段になりますが、４款衛生費、３項環境衛生費、２目環境調査対策費は３１４万１，０００円の減額であります。

１２節委託料３４万９，０００円の減額は、環境調査対策事業に係る委託料の減額で、次ページの３８、３９ページを御覧いただき、自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託料１２万２，０００円の減額及び大気測定器定期点検業務委託料２２万７，０００円の減額は、それぞれ入札差金を減額するものです。

次、１８節負担金、補助及び交付金２７９万２，０００円の減額につきましては、浄化槽普及促進事業の浄化槽設置整備事業補助金の減額で、歳入予算で御説明いた

しました当初の合併浄化槽設置見込数 37 件に対しまして、実績が 7 基減の 30 基となったことによるものです。

続きまして、4 款衛生費、3 項環境衛生費、6 目廃棄物政策費 123 万 7,000 円の減額は、18 節負担金、補助及び交付金の減額であります。先ほど、こちらも歳入で御説明いたしました今年度から環境保全対策事業として開始しております太陽光発電設備等設置費補助金につきまして、当初、3 件見込んでいた設置数が 1 件となったことから、当該補助金を減額するものであります。

続きまして、補正予算書の 8 ページのほうにお戻りください。

こちら、第 3 表の債務負担行為補正について御説明いたします。

上から 4 番目の可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託料は、入札の結果、4,536 万 9,000 円を減額し、限度額を 4 億 4,550 万円に、5 番目、指定ごみ袋保管配送業務委託料は、入札の結果 12 万円を減額し、限度額を 247 万 5,000 円にそれぞれ変更するものです。

次に、6 番目、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託は、随意契約による交渉の結果、6,709 万円を減額し、限度額を 13 億 2,660 万円に、7 番目の尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング業務委託は、入札の結果、187 万 4,000 円を減額し、限度額を 2,752 万 2,000 円にそれぞれ変更するものでございます。

補正予算の説明につきましては以上となります。御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 補正予算の説明は以上であります。

質疑ございますか。

○岩澤委員 37 ページのごみ処理、ごみ収集、全て下回っているということは、何かごみが減った要因とかというのはあるんでしょうか。

○平山環境課長 例年、尾鷲市につきましては、その人口減少という件もございますけれども、尾鷲市の取り組むごみ減量に対する取組について、市民の皆様方に御協力いただいておりますこと、また、その資源化物の分別収集に関して御協力していただいておりますということが一番大きな要因かなというふうには環境課としては考えております。

○岩澤委員 公式 LINE のほうで、すごく頻繁にごみの分別だったり、ごみの量ちょっと減らしましょうというのが来ているんですが、あれが始まって、この結果になっているとかではないですか。

○平山環境課長 その点につきまして、環境課で特に市長の重要案件ということで、特に周知という部分につきましては、工夫を重ねながら言うところであれなんですけれども、その辺、行うようにしておりますので、その点についても効果、皆さんの御協力、意識付けというのが進んでその辺が始まっているのかなとか、そのようにはちょっと感じたところはございます。

○仲委員長 いいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

次に、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について説明をお願いいたします。

○平山環境課長 それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、環境課所管の予算につきまして、当初予算書、主要施策の予算概要及び委員会資料に基づき御説明いたします。

まず、予算書22、23ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料のうち、環境課分は、1節清掃使用料2万2,000円であります。これは、クリーンセンター電柱敷地分と清掃工場内に設置している携帯電話基地局の敷地使用料であります。

次に、予算書24、25ページの下段を御覧ください。

2項手数料、2目衛生手数料の本年度予算額は6,668万4,000円で、前年度予算と比較して355万6,000円の減額であります。

説明欄のほうを御覧ください。

このうち、3節の畜犬関係手数料を除く環境課所管分について、内訳を御説明いたします。

まず、1節清掃工場持込処理手数料1,380万円であります。これは、前年度の持込量などを参考に計上しております。

2節し尿処理手数料2,878万7,000円、内訳は、説明欄のとおり現年度分と過年度分の合計で、前年度実績等から計上しております。

次に、4節動物専用焼却場使用手数料は19万円、こちらも過去の実績から、犬が80頭、1頭につき1,500円、猫70頭、1頭につき1,000円の予算計上をしております。

5 節衛生関係許可手数料は 3 万 1, 0 0 0 円で、これは、廃棄物処理業と浄化槽清掃業に係る許可更新手数料であります。

次に、6 節の塵芥収集手数料 2, 3 3 9 万 6, 0 0 0 円は、指定ごみ袋販売による収入であります。これは、前年度実績等を基に算出、計上しております。

次に、予算書 2 6、2 7 ページの下段を御覧ください。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、本年度予算額 1, 1 7 7 万円のうち、1 節の保健費補助金を除く環境課所管分について、内訳を申し上げます。

2 8、2 9 ページ、上段の説明欄のほうを御覧ください。

環境課分は、2 節環境衛生費補助金 1, 0 2 4 万 2, 0 0 0 円で、浄化槽設置整備事業補助金は 3 3 3 万 6, 0 0 0 円であります。これは、公共水域の保全を目標としたもので、合併浄化槽の新設 1 8 件、転換 1 2 件、これに伴う撤去配管 1 2 件分の国庫補助金であります。

続きまして、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金 6 9 0 万 6, 0 0 0 円は、市のゼロカーボンシティ宣言に基づき、中長期的に脱炭素化を図るために本市の地域の状況に応じた地球温暖化対策を推進、市内の温室効果ガスを削減するための尾鷲市地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定することに対する国庫補助金であります。

予算書 3 0、3 1 ページを御覧ください。

1 5 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金 5 3 9 万 2, 0 0 0 円は、このうち、環境課に係るものは、2 節の環境衛生費補助金 3 5 9 万 8, 0 0 0 円です。これは、浄化槽設置整備事業及び、歳出のほうでまた説明させていただきますが太陽光発電設備等設置、また、電気自動車等購入費の補助金に対する県費分の補助金であります。

次に、予算書 3 8、3 9 ページのほうを御覧ください。

2 0 款の諸収入、5 項 1 目雑入のうち、環境課に係る予算は、3 9 ページの 4 節衛生費雑入のうち、資源化物売却収入 3 5 1 万 8, 0 0 0 円です。これは、発泡スチロール、新聞紙、段ボールなどの紙類と、飲料缶、空き缶などの金属類等の資源化物の売却収入です。

歳入の説明につきましては以上であります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書の 1 2 6、1 2 7 ページを御覧ください。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費の本年度予算額は1 億4,754 万5,000 円であります。

財源内訳は、廃棄物処理許可更新手数料の3 万1,000 円以外、全て一般財源となっております。

事業別に申し上げます。

128、129 ページの説明欄、清掃一般総務費を御覧ください。

まず、清掃一般総務費309 万1,000 円です。この経費は、環境課事務所のクリンクルセンターの事務所経費などの総務的な経費で、前年度予算に比べますと13 万8,000 円の減額となっております。

主な費用の内訳としましては、需用費の215 万3,000 円は、ごみ収集予定カレンダーの印刷製本費や、その他事務所の光熱水費などが主なものとなっております。

次に、129 ページ中段の環境美化推進事業につきましては、担当係長より御説明いたします。

○塩谷環境課係長 予算書の129 ページを御覧ください。

環境美化推進事業116 万3,000 円、前年度当初予算に比べ32 万2,000 円の増額となっております。

増額の主な要因として、軽トラックの車検修繕料及び軽トラックのその他修繕料になります。

主要施策予算概要33 ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、不法投棄の防止パトロールや投棄物の撤去、環境美化啓発活動に取り組んでおり、財源内訳は、全て一般財源となっております。

予算書129 ページを御覧ください。

説明欄を御覧ください。

内訳を申し上げます。

需要費107 万2,000 円につきまして、不法投棄の啓発看板等の消耗品41 万円と不法投棄パトロール用車両の燃料費29 万円、修繕費37 万2,000 円があります。

役務費の8 万2,000 円は、不法投棄された家電4 品目と、先ほど説明しましたタイヤに関わる処理手数料が主なものとなります。

説明は以上であります。

○平山環境課長 次に、2 目塵芥収集費であります。本年度予算額は1 億7,74

9万9,000円で、前年度予算額と比較して3,827万8,000円の増であります。

財源内訳につきましては、その他特定財源が2,276万2,000円で、一般財源が1億4,243万7,000円であります。

内容は、事業別に担当係長より説明させていただきます。

○塩谷環境課係長 予算書129ページの下段の説明欄を御覧ください。

ごみ収集費であります。ごみ収集費予算額7,397万円で、前年度当初予算と比較して1,421万6,000円の増額となりました。

増額の主な要因は、3年ごとに更新している可燃ごみ収集運搬業務委託料が、3年前と比較して公共工事設計労務単価の高騰により人件費、物件費などが上昇していることで増額となっております。

主要施策の予算概要の34ページを御覧ください。

事業目的、内容欄のとおり、本事業は、可燃ごみの円滑な収集のために行う事業で、主な内容は、収集運搬業務やふれあい収集の実施、指定ごみ袋の製造業務委託などを行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として2,276万2,000円の指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料を充当しております。

なお、歳入予算、塵芥収集手数料2,339万6,000円との差額63万4,000円につきましては、環境保全対策資材購入費補助金へ充当しております。

続きまして、委員会資料1の1ページを御覧ください。

指定ごみ袋製造業務委託についての参考資料であります。

指定ごみ袋の令和7年1月末現在の在庫数は、45リッターが554箱、30リッターが455箱、15リッターが283箱、10リッターが116箱となっております。

平均使用箱数は、令和4年4月から令和7年1月までの注文分から算出しており、45リットル以上の各指定袋の在庫箱数と月平均使用箱数から令和6年度の予定箱数を算出したものが下段の表であります。御覧のとおり、45リッターを760箱、30リッターを620箱、15リッターを380箱、10リッターを110箱製造予定としております。予算としましては、1,020万8,000円を計上しております。

指定ごみ袋の在庫は、令和7年の7月から8月までを予定しております。

次に、委員会資料1の2ページを御覧ください。

ここには、市が収集した可燃ごみ量の推移を記載させていただいております。

下段の表を御覧ください。

令和6年4月から令和7年2月までの可燃ごみ収集量は約2,926.99トンで、前年比183.64トンの減となりました。

予算書129ページにお戻りください。

予算書128、129及び130、131ページ、ごみ収集費の内訳を申し上げます。

需用費115万8,000円は、燃料費、ダンプリフト、軽トラ40万6,000円と車検等による車両6台の修繕料69万3,000円が主なものであります。

131ページ、役務費29万5,000円は、車検に関わる手数料と自賠責保険料が主なものであります。

委託料6,465万8,000円の内訳は、可燃ごみ収集運搬業務委託料5,197万5,000円、指定ごみ袋製造運搬業務委託料1,020万8,000円、指定ごみ袋保管配送業務委託料247万5,000円であります。

備品購入費764万5,000円はごみ収集車両購入費で、可燃ごみ収集車が初年度登録から24年を経過しております。劣化による修繕費がかさんでいることから、令和6年度に債務負担行為を計上しております。今年度、換えるものでございます。

ごみ収集費の説明は以上となります。

○若林環境課係長　　続きまして、資源ごみ収集費であります。

予算書130、131ページを御覧ください。

資源ごみ収集費は1億352万9,000円で、前年度当初予算額と比較して2,406万2,000円増額となりました。

増額の主な要因は、3年ごとに更新している資源収集に係る資源ごみ収集運搬業務委託料が、3年前と比較して公共工事設計労務単価の高騰により人件費、物件費などが上昇していることで金額が増額となっております。

また、昨年故障した2トンドンプ車を更新することとなっており、備品購入費が478万5,000円の増額となっております。

事業内容につきましては、主要施策の予算概要35ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、資源ごみの適正な収集、再資源化のために、適正な収集業務の委託や分別の啓発などを行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として470万円、一般財源9,88

2万9,000円であります。

予算書131ページにお戻りください。

説明欄、資源ごみ収集費を御覧ください。

内容を申し上げます。

需用費146万2,000円については、資源収集に要する消耗品44万4,000円に加えて、収集車両の修繕料と資源回収ボックス等修繕料101万8,000円となっております。

役務費48万円は、同じく収集車両の車検手数料及び自賠責保険料などであります。

委託料9,652万5,000円は、資源ごみ収集運搬業務委託料であります。

備品購入費478万5,000円は、資源ごみ収集運搬車両の購入費であります。
説明は以上です。

○平山環境課長 予算書130、131ページの下段ページを御覧ください。

続きまして、3目塵芥処理施設費であります。塵芥処理施設費の本年度予算額は4億3,756万3,000円で、前年度予算額との比較では1億1,691万8,000円の増額であります。

この主な要因であります。ごみ処理費、資源ごみ処理費は、前年度より減額となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金が工事費用等により前年度より1億3,854万5,000円増額したことによるものであります。

財源内訳は、その他特定財源が1,750万8,000円、一般財源が2億7,905万5,000円であります。

その他特定財源の内訳は、清掃工場持込処理手数料や資源化物売却収入などあります。

事業別の詳細につきましては、担当係長及び担当課長補佐より説明させていただきます。

○若林環境課係長 予算書の131ページ、説明欄を御覧ください。

ごみ処理費であります。ごみ処理費は2億602万7,000円で、前年度当初予算額に比較して2,173万円の減額となりました。

減額の主な要因は、清掃工場の工事費用の減額によるものであります。

事業内容を説明いたします。

主要施策の予算概要36ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、一般廃棄物を適正処理するため、清掃工場の適切な運

営、維持管理を行うため、残渣の処分や点検業務や必要な補修工事を行うものであります。令和7年度の工事は、2号焼却炉内耐火補修工事、ごみ供給クレーン部品交換整備工事の2本の工事を予定しています。

委員会資料3ページ、資料2を御覧ください。

令和7年度の工事費に関する資料であります。

令和7年度の工事請負費は8,920万5,000円、令和6年度の工事請負費は1億77万1,000円で、前年度工事と比較し1,850万5,000円の減額となっています。

令和7年度の工事は、広域ごみ処理施設竣工までに必要とされる工事を実施計画に基づいて計上しております。ただし、ごみ供給クレーン部品交換整備工事につきましては、令和6年度の工事計画から除外されたため、令和7年度、計上させていただいております。

まず、2号焼却炉内耐火物補修工事は、予算額7,700万円で、施工期間120日程度の予定であります。

起工理由としては、本市の清掃工場焼却施設の本年度の施設点検業務において、炉内耐火物の焼損、耐火レンガの剥離状態が確認され、今以上に進行すると、耐火物の脱落、レンガの崩落につながり、日々のごみ処理業務に支障を来すことから、焼却炉設備の機能回復を目的として、2号炉内耐火物補修工事を実施します。

次に、委員会資料4ページを御覧ください。

ごみ供給クレーン部品交換整備工事であります。予算額1,220万5,000円で、施工期間5か月程度の予定であります。ごみ供給クレーン部品のギア用減速機が機械設置から交換目安とされる耐用年数10年を経過しており、突発的な故障が予想されます。故障が生じた場合、ごみ焼却業務並びに可燃ごみ収集業務等に支障を来すことから、突発的な故障を未然に防ぐため、更新工事を実施します。

次に、委員会資料5ページを御覧ください。

これは、清掃工場の来年度工事予定の位置図であり、先ほど説明のとおり、全部で2本の工事場所を示している資料であります。

主要施策、予算概要36ページにお戻りください。

財源内訳は、その他特定財源として、清掃工場持込処理手数料1,380万円、一般財源1億9,222万7,000円であります。

予算書131ページにお戻りください。

ごみ処理費の内訳を申し上げます。

需用費 4,882 万 5,000 円の内訳は、ダイオキシン類除去用活性炭と排ガス処理用消石灰など、清掃工場の消耗品が 805 万 6,000 円、同じく燃料費が 327 万 2,000 円、同じく光熱費は、清掃工場の電気料金 3,240 万円、清掃工場の各種機器類の修繕料 468 万 7,000 円が主なものであります。

次に、役務費 58 万 4,000 円は、清掃工場の通信運搬費のほか、消防設備総合・機器点検手数料などであります。

委託料 6,711 万につきましては、132、133 ページを御覧いただき、例年必要とされる焼却残渣処分業務委託や清掃工場施設点検業務委託など、清掃工場の稼働のために必要な業務委託 8 本であります。

使用料及び賃借料は 4 万 6,000 円で、内訳のとおりであります。

工事請負費の 8,920 万 5,000 円につきましては、先ほど説明いたしました清掃工場の性能保持のために機能回復を目的とした補修工事であります。

公課費 25 万 7,000 円は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく清掃工場汚染負荷量賦課金であります。

次に、資源ごみ処理費であります。資源ごみ処理費は 4,243 万 5,000 円で、前年度当初予算額と比較して 17 万円の増額であります。

事業概要の説明をいたします。

主要施策の予算概要 37 ページを御覧ください。

事業の目的、内容欄のとおり、資源ごみを適正に中間処理し再資源化を促進するもので、瓶類、廃家電、ペットボトルなど、資源ごみの細分化作業を行い、有価物を抽出して再資源化を行う内容であります。

財源内訳は、その他特定財源 351 万 8,000 円は、主に鉄類や紙類の引渡しで得られる資源化物売却収入で、その他は一般財源であります。

予算書 132、133 ページにお戻りください。

予算内訳を申し上げます。

旅費 1 万 2,000 円は、廃棄法施行令に基づく一般廃棄物の処理状況の確認のため、必要な普通旅費などあります。

次に、需用費の 187 万 5,000 円は、分別作業後、搬出用に梱包するペットボトル減容機用、結束ひもや搬送用ボックス等の消耗品費に 100 万 4,000 円、工場内の作業車両であるフォークリフト、ホイールローダー等の燃料費に 39 万 6,000 円、工場内の作業車及び分別に係る設備等の修繕料に 47 万 5,000 円あります。

次に、委託料 3,933 万 1,000 円は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料 1,227 万 6,000 円など、資源ごみの再資源化等に係る業務委託料であります。

負担金、補助及び交付金の 103 万円は、伊賀市へ環境保全負担金で、焼却残渣、廃家電など、1,030 トンの処分に係る負担金であります。

死亡動物処理費 62 万 9,000 円につきましては、前年度より 6 万 7,000 円の減額となっております。

内訳は、死亡動物の回収や焼却処理に係る需用費で、62 万 9,000 円のうち、次ページ 134、135 ページを御覧いただき、燃料費 42 万 9,000 円や修繕料 8 万 6,000 円が主なものであります。

説明は以上です。

○北村環境課課長補佐兼係長 次に、予算書 135 ページを御覧ください。

広域ごみ処理施設整備事業についてであります。

東紀州環境施設組合負担金は 1 億 8,847 万 2,000 円となっております。こちらの算出根拠は、令和 7 年度東紀州環境施設組合の当初予算額 9 億 1,656 万円から循環型社会形成推進交付金などを差し引いた 7 億 7,158 万 8,000 円が 5 市町の負担金となり、負担割合につきましては均等割及び国勢調査などの人口割などで計算されており、尾鷲市の負担額は、先ほど申し上げましたとおり 1 億 8,847 万 2,000 円となっております。

東紀州環境施設組合負担金による説明は以上となります。

○平山環境課長 予算書 134、135 ページを御覧ください。

4 款衛生費、2 項清掃費、4 目し尿処理費の本年度予算額は 2 億 3,165 万 2,000 円で、前年度予算額との比較では 3,949 万 1,000 円の増額となっております。

この主な要因は、昨年 11 月の行政常任委員会で御説明させていただきました、し尿処理場である尾鷲市クリーンセンター運営管理に係る防食工事等で増額になったことであります。

財源の内訳は、その他特定財源として、し尿処理手数料の 2,851 万 2,000 円を充当しており、残りは一般財源であります。

事業別の内訳につきましては、担当係長より説明いたします。

○塩谷環境課係長 説明欄を御覧ください。

まず、し尿収集費であります。し尿収集費は予算額 596 万 5,000 円で、前年度当初予算と比較して 304 万 6,000 円の減となっております。

減額の主な要因は、所有しているバキューム車4台は、購入9年から14年経過しており、令和6年度に1台、エンジン載せ替え修繕を行い、来年度、残りの3台の経年劣化による修繕料及び車検修繕料4台、タイヤ交換は4台分の200万3,000円を計上しております。

内訳を申し上げます。

需用費573万5,000円は、消耗品に188万6,000円で、柵とホース、くみ取り用のホースです、金具ベルト、し尿車両関係部品等の購入や、車両5台分の燃料費に163万3,000円、車検等の修繕料のほか、先ほど説明の3台分修繕費の200万3,000円であります。

役務費、公課費は、記載のとおり車検に関わる経費であります。

次に、クリーンセンター運転管理費であります。クリーンセンター運転管理費は2億2,568万7,000円です。

主要施策予算概要38ページを御覧ください。

事業目的、内容欄のとおり、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行うために、クリーンセンターの運営管理業務であります施設の維持管理について、複数年運営管理業務委託を行っております。

財源内訳につきましては、特定財源として、し尿処理手数料2,851万2,000円のほかは、一般財源1億9,717万5,000円であります。

予算書135ページにお戻りください。

事業費の内訳を申し上げます。

委託料2億2,568万7,000円は、クリーンセンターの包括複数年整備運営管理業務委託料2億2,110万円と管理業務委託のモニタリング等業務委託458万7,000円であります。

委員会資料、資料3、6ページを御覧ください。

6ページの水処理設備におきましては、主なものとしまして、6ページの薬品タンクは、開設より18年経過し、次亜塩素酸ソーダ特有の酸化力によりタンク内の劣化が懸念されるため、液漏れ発生前に更新をします。

7ページの水槽については、今後6年間で各水槽の防食工事を順番に行います。

9ページ、トラックスケールは、情報処理装置のパソコンなのですが、部品の供給が停止になったため、新しく更新します。

続きまして、10から19ページの汚泥乾燥焼却設備についてですが、各機器の点検を行い、必要により消耗品の取替え、分解整備を行う予定であります。

簡単ではございますが説明は以上であります。

○平山環境課長 予算書 134、135 ページを御覧ください。

続きまして、4 款衛生費、3 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費であります。本年度予算額 6,571 万 8,000 円で、前年度当初予算額と比較して 1,323 万 5,000 円の増であります。環境課所管の予算としては、前年度比 8,000 円の増であります。

事業の詳細につきましては、担当課長補佐より説明いたします。

○北村環境課課長補佐兼係長 予算書 135 ページの下段及び 136、137 ページを御覧ください。

環境学習・啓発事業であります。予算額は 18 万 8,000 円で、予算内容は、環境美化活動に関わる費用や、尾鷲中学校の生徒と行う水生生物調査などに関わる需用費が主なものであります。

説明は以上です。

○平山環境課長 136、137 ページを御覧ください。

次に、2 目環境調査対策費であります。環境調査対策費は、予算額 1,543 万 6,000 円で、前年度と比べて 369 万 9,000 円の減額であります。

財源は、国県支出金 529 万 1,000 円のほかは一般財源となっております。

事業別詳細につきましては、担当課長補佐より説明いたします。

○北村環境課課長補佐兼係長 説明欄を御覧ください。

環境調査対策事業であります。予算額 537 万 1,000 円で、前年度当初予算額と比較して 131 万円の減額であります。

主要施策の予算概要 39 ページを御覧ください。

環境調査対策事業につきましては、市民の快適な生活環境の維持・保全を図ることを目的として、公共用水域や一般大気環境などの実態調査のほか、環境基準適合状況の把握のため、騒音、振動測定を年 1 回と中間処理施設に対する立入調査を年 4 回実施いたします。

財源内訳は、全て一般財源であります。

予算書 137 ページにお戻りください。

環境調査対策事業の主な予算について説明いたします。

需用費 119 万 2,000 円は、環境調査用試薬器具や図書追録等の消耗品費が 78 万 4,000 円、燃料費の 7 万 8,000 円は、分析に使用するプロパンガス代を計上しております。

光熱水費は、大気測定局等の電気代１９万５，０００円、修繕料は、分析測定機器の修繕費１３万５，０００円を計上しております。

役務費の１４９万７，０００円は、賀田碎石に関わる降下ばいじん測定手数料等に関わる発生源特定調査手数料の１２７万８，０００円が主なものとなっております。

委託料の２４６万４，０００円は、賀田局と三木里局の大気測定器定期点検業務に関わる委託料を計上しております。

使用料及び賃借料の１７万１，０００円は、北川水辺空間再生施設土地借上料９万６，０００円と、海域底質調査の５回分の船舶借上料７万５，０００円を計上しております。

負担金１万６，０００円は、エネルギー管理員講習会参加負担金であります。

次に、浄化槽普及促進事業であります。予算額は１，００６万５，０００円で、前年度と当初予算を比較して２３８万９，０００円の減額であります。

主要施策の予算概要４０ページを御覧ください。

事業の目的は内容欄のとおりで、家庭から生活雑排水による水質汚濁の防止を目的に、合併浄化槽の設置を推進するものです。

事業内容としましては、市内の住宅における単独浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換及び住宅新築時の合併浄化槽の促進を図ることとしています。

設置基数につきましては、新設１８基、転換１２基を見込んでおります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が３３３万６，０００円、県支出金が１９５万５，０００円、一般財源が４７７万４，０００円となっております。

説明は以上であります。

○平山環境課長　　予算書１４０、１４１ページを御覧ください。

４款衛生費、３項環境衛生費、６目廃棄物政策費の本年度予算額は１，２４９万４，０００円で、前年度当初予算額と比較して１，０３９万２，０００円の増額となっております。

主な要因は、地球温暖化対策実行計画区域施策編策定支援業務を新規で計上したためでございます。

事業内容につきましては、担当課長補佐より説明いたします。

○北村環境課課長補佐兼係長　　それでは、環境保全対策事業について御説明いたします。

中段の環境保全対策事業を御覧ください。

需用費は、書籍代として2万3,000円、負担金、補助及び交付金として、電動生ごみ処理機5基分、生ごみ処理容器3基分、ガーデンシュレッダー3基分の環境保全対策資材購入費として25万5,000円を計上しております。

また、新規に、市民が実際に生ごみ処理機を使用しその効果を体験することにより普及を促進しごみの減量化につなげるため、生ごみ処理機を貸与事業として3台分、24万円を備品購入費に計上いたしました。

また、令和6年度から開始した太陽光発電設備等設置補助金182万4,000円、6年10月から開始した電気自動車等購入補助金60万をそれぞれ計上しております。

また、新規事業としまして、尾鷲市地球温暖化対策事業計画（区域施策編）策定支援業務を計上しております。

資料4を御覧ください。

尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき、地球規模で求められている地球温暖化対策に貢献し、本市の地域の状況に応じた地球温暖化対策を推進、市内の温室効果ガスを削減するための計画となっており、今後、本市が脱炭素を推進していく上で具体的な取組を定めていくものとなっております。また、国庫補助金の採択を受ける際にも同計画の策定が条件とされるなど、今後、脱炭素事業を推進していく上で非常に重要な計画となります。

事業費といたしまして、審議会委員報酬27万8,000円、先進地視察旅費3万2,000円、審議会委員費用弁償3万3,000円、実行計画策定支援業務委託料920万9,000円であります。

活用補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金のうち、第1号事業、地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業で、補助率4分の3、690万6,000円で、一般財源は230万3,000円であります。

説明は以上であります。

○平山環境課長　　以上が環境課に関する令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明となります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長　　議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明は以上であります。

質疑ございますか。

○中村（レ）委員　　135ページのクリーンセンターについてちょっとお伺いし

たいんですけれども、今後6年かけて沈殿槽の補修をやっていかれるということを知ったんですけれども、この沈殿槽のコンクリートの厚みって、分かりますか。

○平山環境課長 申し訳ございません、現在、し尿処理施設のほうの槽の厚みというのを個別に資料を持ち合わせておりません。また後ほど報告させていただいてよろしいでしょうか。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 厚みは後ほど教えていただきたいんですけれども、この補修は、必ずクラック、割れ目が入って、水漏れを防止するための補修ということで理解してよろしいですか。

○平山環境課長 各槽の補修につきましては、まず、そのクラックが入った場合というものの、現在も補修のほうを実施しております。その補修を行った後に防食の塗装を行うというのが今回の工事のメインの業務となっております。

○仲委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしということで、次に、報告事項ですね、報告事項の説明をお願いいたします。

○平山環境課長 それでは、委員会資料の21ページ、資料5のほうを通知させていただきます。

報告事項といたしまして、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例改正についてでございます。この条例は、令和2年度より施行されております。同じく、三重県におきましても同様の条例が施行されておるところでございます。

令和3年の7月になりますが、静岡県熱海市で大規模な土石災害が発生したことを踏まえ、令和5年5月に国において宅地造成等規制法を改正し、通称、盛土規制法が施行されました。盛土規制法と条例との規制に重なりが生じたことから条文等の整理が必要となり、今回の改正となりました。

三重県条例が、こちらのほう、許可制から届出制になるということで、市の条例につきましても、県に準じて届出制に改正する等の内容を検討します。現在、三重県さんと情報共有しながら、改正に向けての準備をしております。三重県さんにつきましては、令和7年5月下旬に施行予定ということで、本市におきましては、令和7年の第2回の定例会に条例の改正について上程したいと考えておりますので、今回、その報告をさせていただくものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○仲委員長 報告事項であります。第2回定例会で条例として提出するという
ことでございますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 以上で環境課、終了いたします。御苦労さまでした。

本日は、これにて行政常任委員会を閉じます。

再開は明日午前10時から、よろしくお願いをいたします。

(午後 2時45分 閉会)